

特234

654

職業指導

香川県立大川中学校



0048130000

0048130-000

特234-654

職業指導

香川県立大川中学校校友会・編

香川県立大川中学校校友会

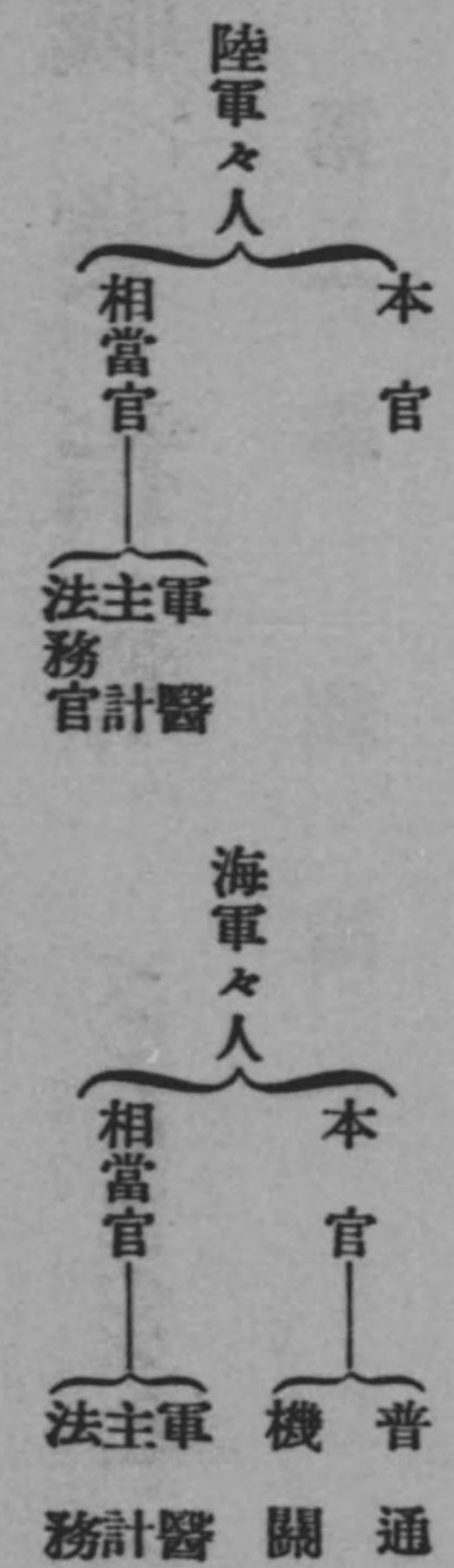
昭和10

AHH

八、社會進出後の状況
九、育英資金方面

而して以上の諸點を左の職業別につきそれ／＼考察して見た

- 一、神 職となるには
- 二、宗教家となるには
- 三、一般官吏となるには (高等文官、普通文官、技術官)
- 四、逓信官吏となるには
- 五、鐵道官吏となるには
- 六、警察官吏となるには
- 七、機械枝師となるには
- 八、通譯官となるには 附ガイド
- 九、軍 人となるには

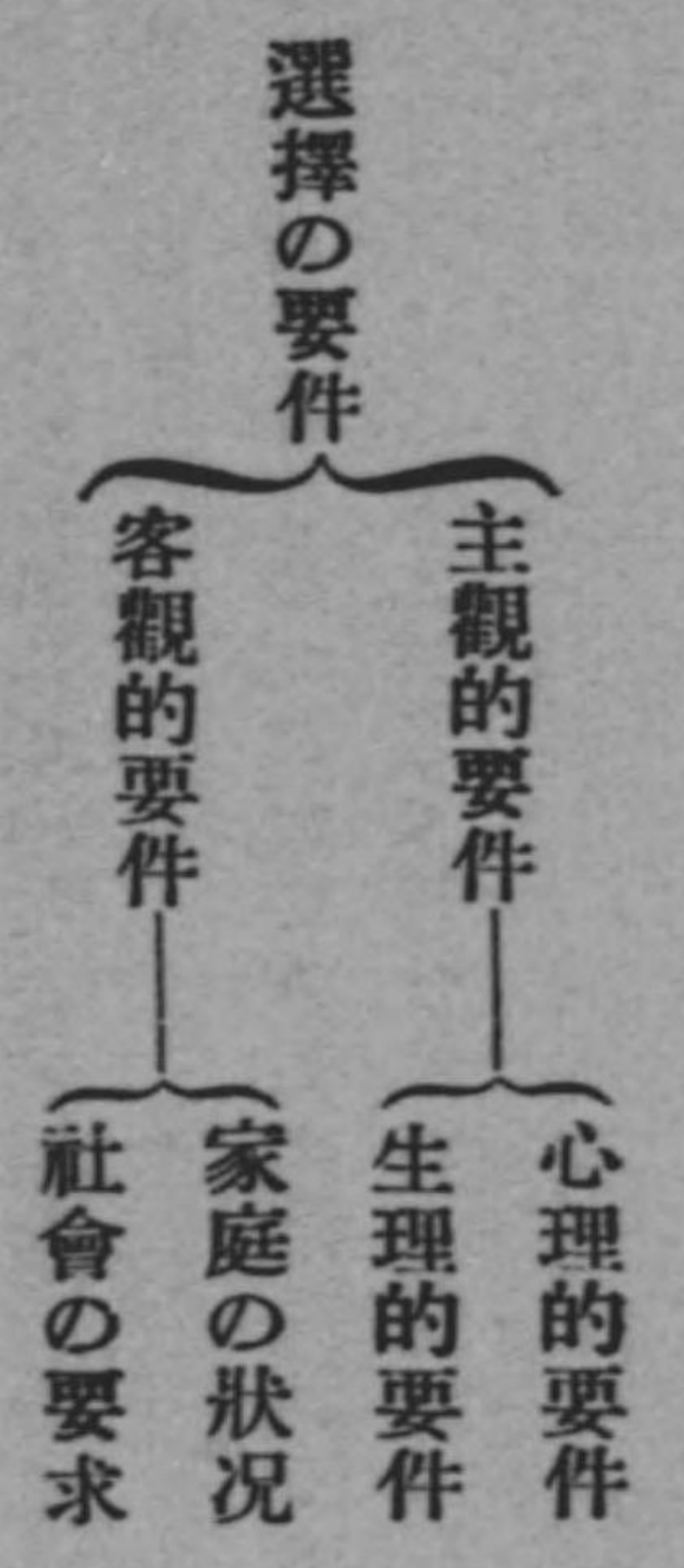


- 一〇、教 員となるには
- 一一、法律家となるには (判事、検事、裁判所書記、辯護士)
- 一二、醫 師となるには
- 一三、齒科醫師となるには
- 一四、獸 醫となるには
- 一五、藥劑師となるには
- 一六、體育家となるには
- 一七、武道家となるには
- 一八、美術家となるには
- 一九、實業家となるには
- 二〇、會社員銀行員となるには
- 二一、漁業家となるには

第三、職業選擇の要件

尙其の他にも就くべき職業も多くあるが際限がないので極必要なるもの大多數の希望するものを擧げることとしてこの程度に止めた。

父祖傳來の職業を繼ぐか、それとも新職業に就くべきかにつき十分考慮すべき點がある、職業選擇の要件としては



がある。第一は自己の性能を調査して、この性能に適合する職業を定めなければならぬ。これが主觀的要件である。次に家庭の状況も見ると社會の要求に應ずることが肝要である。これ等は自分だけでは中々むつかしいから父母、教師、先輩等の意見を参考として聴くがよい

第四、自己の性能を知る方法

自己の性能を知る一方法として次に掲ぐる職業的自己解剖をすると良い。これは自分自身でやるのであるが、他の人の意見を聞き補助を受けてやつてもよい

○生徒の職業的自己解剖

- | | | | |
|----|----|----|----|
| 姓名 | 年齢 | 年級 | 教師 |
|----|----|----|----|
- 一、遺傳
- 一、父の職業、祖父
 - 二、両親のいづれかの系統に於て特に注目すべき職業の方向があつたか
 - 三、あなたの祖先の誰かゝ特殊方向に於て才能があつたか

- 四、父母の教育
- 五、あなたの生活に於て何か遺傳的傾向或は能力のあらはれを見るか
- 二、教育

- 一、一般状態
 - 二、最善の課目
 - 三、最劣の課目
 - 四、勉強の習慣、規則的か、間歇的か
 - 五、勉強に對する眞の欲求
 - 六、勉強が選擇自由なる時には如何なる勉強を選擇するか
 - 七、勉強するよりもむしろ何をしやうと思ふか
 - 八、如何なる書物を最もよく記憶してゐるか
 - 九、如があなたの愛讀書であるか、書物の種類
 - 十、あなたの讀書は如何にあなたに影響したか
 - 十一、あなたはあなたの教育的經驗に於て、あなたが特殊能力、或は傾向を持つて居ると思ふか
 - 十二、若しもあなたが次の諸方向について確定的に選擇をしなければならぬとすれば、あなたはどれを選ぶべきだと信ずるか
- 知的職業、商業的、産業的

三、才能

- 一、あなたは音楽の天賦を持つか
- 二、あなたは藝術に才能を持つか、圖案には
- 三、あなたは手が器用であるか
- 四、あなたは同年輩の他の者よりも何がよく出来るか
- 五、あなたの最大の功績は何であるか

四、健康及び身體

- 一、あなたの健康の記録はどうか
- 二、あなたは病氣によつて多くの時間を失つたか
- 三、あなたの家庭の健康の記録はどうか
- 四、あなたは強壯であるか
- 五、あなたはよき忍耐力を持つか、如何にして試みられたか
- 六、運動に於ける経験
- 七、身體勞働に於ける経験
- 八、あなたは如何なる種類の遊戯を好むか
- 九、あなたの健康及び傾向は如何なる職業にあなたがは入ることを禁ずるか
- 十、神經及び身體の緊張を要する如何なる職業にあなたは耐へ得ないか
- 十一、あなたの身體的條件を改善するに最善の助けとなるらしい職業は何か

五、道徳的性質

あなたは次の諸性質のどれに於てあなた自身が特に強くあるのを見出だすか。(助言者との秘密な論議の爲)

- 一、正直
- 二、機敏
- 三、良心的
- 四、能率的
- 五、信頼さるべき性
- 六、分別
- 七、個人的習慣
- 八、清潔
- 九、宗教的
- 十、忍耐
- 十一、あなたは特殊な職業に於てはあなたの生涯を危くするやうな何等かの短所或は誘惑を持つか
- 十二、如何なる生涯に於ける成功にも必要な個人的性質のどれをあなたは持つて居ると思ふか
- 十三、あなたの野心はあなたの決定を保持するに足るだけ強いか

十四、あなたは如何なる代價を拂つても次の階段に向つて進む用意があるか
六、社會的能率

- 一、あなたは如何なる協會の一員であつたか
- 二、あなたは今如何なる團員の一員であるか
- 三、あなたは寺院又は教會に行くか
- 四、あなたは何等かの團體に於て如何なる役についた事があるか
- 五、あなたの實行能力は如何と思ひますか
- 六、あなたはよい指導者であるか
- 七、あなたは抵抗者妨害者であるか
- 八、あなたは他の人と調和的に働き得るか

七、職業的經驗

一、如何なる職業に經驗を有するか

場所

時間

給料

仕事の種類

- 二、如何なる仕事があなに最もよく適すと考へたか
- 三、あなたはあなたが不適當である何等かの仕事を見出したか、何故

第二編本論

第一章 神職となるには

一、適性

1、精神的方面

- 四、あなたの經驗に於てあなたが發達させた特殊能力或は熟練を見出したか
- 五、あなたの經驗はあなたが従ふべき仕事或は勉強の特殊方向を指しますか
生徒は助言なくして書き入れをなすことは屢困難である場合がある、かゝる際は熟練なる助言者が他の答を暗示する必要がある。

2、身體的方面

身體健全で坐作進退の作法に堪へるもの

二、神職社會の趨勢並に現時社會の趨勢と神職との關係

神職社會では目下の所概して優良な人物少く低級で修養の浅いものが多い。現時の社會は日本精神を鼓吹し神道に期待を有すること頗る多大である、故に神職の奮勵を望むことも亦大である現在の神職では此の要望に副ふべきものが少い

三、家庭の狀況

別に資産を要しない

四、選擇すべき學校系統

神職には左の二種がある。

イ、高等神職

官國幣社の宮司

ロ、尋常神職

- 1、官國幣社の禰宜、主典
- 2、府縣社、郷社の社司、社掌、及び村社、無格社の社掌

高等神職となるには

神宮皇學館、國學院大學（大學部及び高等師範部）等を卒業し學階證を受くを要する
註、學階證とは官國幣社の宮司たる資格を有する證明である

尋常神職となるには

中學校第三學年修了後國學院の神道部に入ること
成績優良なれば高等神職ともなることを得
其の他、山口國學院、京都國學院、大阪國學院等も中學校第三學年修了にて入ることを得る

五、必要なる考試

一、學校系統によるもの

神宮皇學館や國學院大學に入學せんとするには中學校卒業生及び之れと同等の學力あるもので入學試験を受くるを要する
國學院は大學部（中學校五學年卒業生にして豫科二年本科三年）
高等師範部（中學校第五學年卒業生にして高等師範部第一學年に入學）

大學部卒業生は司業證及び專攻せし科に於て高等學校教員免許狀と中等學校教員免許狀とを無試験檢定にて授與せられる
高等師範部に於ては司業證及び專攻せし科に於て中等學校教員免許狀を無試験檢定にて授與せらる

神宮皇學館は國學院大學高等師範部と大體に於て同じ

特別任用の路（學校系統によらざるもの）檢定試験によりて高等神職尋常神職となることを得る道左の如し

一、高等神職となるもの

イ、高等官の經歷ありて祝詞及び祭式の修養あるもの

ロ、國史又は國語科の中學校教員免許狀を有し祝詞及び祭式の修養あるもの

二、尋常神職となるもの

イ、中學校又は師範學校を卒業して祝詞祭式の修養あるもの

ロ、判任官たりし經歷を有し祝詞祭式の修養あるもの

一、神職高等試験

毎年十月 内務省に於て

二、神職尋常試験

本縣にては一度も行はず普通は縣廳にて行ふ
別に皇典講究所（國學院大學内）にて學階試験あり

イ、學正 皇典講究所にて行ふ毎年十月

此の資格は高等神職なり

六、學資金

ロ、司業 一等司業と二等司業の二種あり
各府縣皇典講究分所にて毎年二回行はる
此の資格は尋常神職

神宮皇學館は修業年限四ヶ年で大畧千五百圓内外

國學院大學は大學部五ヶ年（豫科を含む）で大體二千圓

高等師範部四ヶ年千七百圓内外

國學院大學内神道部二ヶ年六七百圓

其の他の山口國學院、京都國學院、大阪國學院修業年限二ヶ年で大體五六百圓

七、就職方面

官國幣社は其の數に限あり府縣郷村社及び無格社には其の神社に特別關係ある家柄あり故に
就職は餘りに確實でない

併し目下政府にて神職採用の道に改良を加ふる方針らし

八、社會進出後の狀況

高等神職 初任は主典にて約四五十圓

禰宜 1、奏任禰宜約全國にて十人位給料年額千圓内外

2、判任禰宜俸給七八十圓位

宮司 1、勅任宮司約全國にて八九人俸給年額三千圓内外

2、奏任宮司 俸給年額千五百圓内外
尋常神職 社司社掌で奏任待遇を受くるものがある

俸給は其の縣及町村の財政如何と崇敬人の多少によりて一定せらる

第二章 宗教家となるには

一、適性

1、精神的方面

イ、熱情的にして感激性に富み敬虔の念厚きこと

ロ、同精心深く愛情に富み且眞面目なること

ハ、音聲美にして辯舌爽快雄辯しかも深刻にて感情的に人を魅了するもの

ニ、物質的欲望少く清貧に安んじ職務を楽しみ得るもの

ホ、概して知能型感情型の人に適す

ヘ、文學的才能、道德的人格、指導者となり得る能力が必要である

2、身體的方面

イ、身體は強健なことが良いが左程強健でなくともつとまる

ロ、風采よく態度上品なこと

ハ、殊に發聲機關呼吸機關の丈夫なこと

二、社會の趨勢

現今の社會は物質萬能に累されて精神的飢餓に陥つてゐる故に一大宗教家の出現を翹望してゐる時勢に適切でしかも人心を指導するに足る一大革新宗教家を望んでゐる在來のものにはあまり満足しない様である

三、家庭の状況

別に資産を必要とせないがその子から生活の仕送りを望む様なものはいけない。世俗的の欲望の強い家庭に育ち野心家功名心に燃ゆる父兄の心を満足させることは餘程むづかしい。

四、選擇すべき學校系統

1、高級の宗教家たらしとするもの

イ、中學校より高等學校文科を経て帝國大學の文學部又は法文學部に入り卒業すること

ロ、中學校より宗教學を授くる私立大學の大學豫科に入り本科に進み卒業すること、其の種類の學校の重なるものを擧げると

- 龍谷大學 淨土眞宗本派本願寺
- 大谷大學 淨土眞宗大谷派本願寺
- 立正大學 日蓮宗
- 駒澤大學 曹洞宗
- 高野山大學 眞言宗
- 東洋大學 佛 教
- 同志社大學 基督 教

立教大學 全

上智大學 全

2、中級以下の宗教家たらしとするもの

イ、專門學校を卒業するもの

中學校を卒業後宗教的專門學校を卒業すること

- 龍谷大學專門部 淨土眞宗 本派本願寺
- 大谷大學專門部 全 大谷派本願寺
- 駒澤大學專門部 曹洞宗
- 立正大學專門部 日蓮宗
- 眞宗勸學院高學科 淨土眞宗
- 臨濟學院專門學校 臨濟宗
- 佛敎專門學校 佛 教
- 同志社專門學校 基督 教
- 上智大學專門部 全
- 聖公會神學院 全

ロ、中學校又は中等宗教敎育を施す學校を卒業したるもの

ハ、それ以下の學校を卒業したもの

五、必要なる考試

宗教の種類及び宗派により各異なる制度を設けあればこゝで一括して述べられぬ

六、學資金

大 學 三ヶ年二千圓内外
 専門學校 三ヶ年千五百圓内外

七、就職方面

1、自家が寺院なるときは家業を繼ぐこととして最も簡單である
 2、其の他の者は寺院教會の數に限りあつてさまで需要は多くない

八、社會進出後の狀況

社會進出後十箇年間位は人に使はれ下役として働くものとして重要な職務を與へられず、収入は生活維持する以上に豊富ではない
 十年以上となり一山一寺の住職となり教會の主任牧師となるときは収入も多くなるし教育者など、同等以下と見てよい

第三章 一般官吏となるには

一、適性

(1) 精神的方面

天皇陛下及び天皇陛下下の政府に對し忠順勤勉を旨とし法律命令に従ひ上司に對しては服従の義務を守り各其の職務に忠實で有つて、意志強固にして能く他の誘惑に對抗し、此れを排撃し職務の内外を

問はず清廉潔白にして貧汚の所爲なく、且つ犯すべからざる威嚴を存すると同時に苟くも威權を濫用せず眞に國家の良官吏たるの品位を支持し得るの自信を有する者で有る事を要する。

尙公私の區別を闡明し公務を處するに當り苟くも私心を挟む事無く職務の重んずべき事を思ひ責任の重大なるを省み法規律令を嚴守し中正不偏宜しく心を虚くし私を去り、至公至平以て、時流の外に立ち情實を排し嚴正官務に執掌する精神を要す。

又誠實恪勤其の職を盡し一意公に奉するを以て念とし、執務に當りては心身の全力を傾注して處務を敏捷ならしめ此れが改善の爲には常に思索を凝らし以て絶大の効果を收むべき事に努力を拂ひ言論を慎しみ機密を嚴守することに耐へ得る者たるを要する。

(2) 身體的方面

「健全なる精神は健全なる身體に宿る」と言ふ諺の如く大に活躍せんと欲する者の第一要件は身體の健康に有る。官吏も緊急止むを得ない時には或は徹宵事務を處理する事連日に及ぶ事さへ有るから常に健康を保持し、事に當つて躊躇しない丈の體力の所有者たる事を要する。

二、社會の趨勢

比較的收入寡少にして然も規律最も嚴肅且つ體面の維持を高唱せられ一種の緊縛を受ける事甚だしい官吏たらんよりは一攫千金の効果を收め得べき實業界方面の活躍を希望する者多きに拘らず今尙官吏希望者の過剰を見るは要するに明治初年頃擡頭せる一種の官尊民卑の弊風尙其の影を絶たさざる由るの有らう。

然し過去の官尊民卑の風は漸次薄らぎつゝ有るのは争ふ可からざる所である。

一般社會は最近官吏の醜惡者輩出するに鑑みて嚴正寬嚴宜敷を得たる眞に國家を思ひ一身上の私慾には一瞥をも與へざる良官吏を要望するに至つたのは當然の事である。

三、家庭の状況

家庭は一家全部を擧げて本人をして後顧の憂無からしめ、本人の主張主義を禮讚同化し家族と雖も等しく在官者たるの決心を有する事が肝要である。

四、選擇す可き學校系統

1、判任官たるに必要な學校

判任官たるには如何しても中學校を卒業せねばならぬ、中學校卒業者は如何なる判任官にもなれるのである。

2、高等官たるに必要な學校

高等官たる者の學校としては各官公私立大學を卒業せねばならぬが、現在の状況に有りては帝國大學就中東京帝大出身者萬能の有様である。

3、特殊學校

(イ) 逓信講習所

目的——郵便局・電信局に於て通信事務に従事する吏員の養成を目的とす

(B) 所在地——東京・大阪・名古屋・廣島・熊本・仙臺・札幌

(C) 内容——普通科と高等科に分れる、普通科は學歷を問はず入學試験による、中學校卒業者は無試験、高等科は入學試験に合格したる者を採用す

(D) 學費——普通科は授業料は徴收せず其の上日額七十錢を給與される、必要な學用品は貸與さる

(E) 卒業後——普通科出身者は最初は雇員であるが漸次昇進して判任官たり得る、義務年限は三年である、高等科出身者は直ちに判任官となり漸次昇進す、初任給は三十三圓位である

(ロ) 燈臺看守業務傳習所

目的——燈臺看守を養成するを目的とす

(B) 所在地——横濱市北仲通六丁目燈臺局内

(C) 内容——學歷を問はず、競争率烈しく十六人に一人位である

(D) 卒業後——初めは判任官助手として月五十圓乃至六十圓を給せらる

(ハ) 逓信官吏練習所

(A) 目的——逓信官吏を養成するを目的とし行政・技術・無線通信・第二行政の四科に分たる各科三十名修業年限二年

(B) 所在地——東京市芝區芝公園十三號

(C) 内容——學歷に制限なし、試験は各地にて行はれる

(D) 卒業後——入所すれば制服・制帽・靴・學用品一切給與される、そして月額廿四圓を支給さる卒業者は直ちに判任官として通信書記又は技手に任用され初任給五十圓を支給さる

(二) 鐵道局教習所

- (A) 目的——鐵道官吏の養成を目的とす
- (B) 所在地——東京、名古屋、大阪、門司、仙臺、札幌
- (C) 内容——年十四才以上廿七才以下たるを要し小學校卒業程度の入學試験に合格せしものを入所せしむ、修業年限三年入所すれば雇員として日給六十錢を支給され學用品を貸與さる。
- (D) 卒業後の待遇——初任給は科により多少異なるも日給一圓三十錢内外である。日給の外に年功加俸手当賞與がある。

(ホ) 内閣統計局統計職員養成所

- (A) 目的——統計に従事する職員の養成を目的としてゐる
- (B) 所在地——東京市麻布區富士見町 内閣統計局内
- (C) 内容——中學校卒業者を入所せしむ(入學試験は行はず所長の詮衡による)修業年限三ヶ月 授業料は徴收せず毎月廿圓内外の手當を支給される。
- (D) 卒業後の待遇——各官廳の雇員となるが判任官に昇進する事が出来る

(ハ) 圖書館講習所

- (A) 目的——圖書館の事務員の養成を目的とす
- (B) 所在地——東京市下谷區上野公園帝國圖書館内

- (C) 内容——中學校卒業者を試験により選抜す 修業年限一年
- (D) 卒業後の待遇——卒業後は各圖書館に配置さる初任給五十圓以上の外に朝鮮總督府鐵道從業員養成所、陸地測量部修技所等がある。

詳細は各校案内書、規則書等を取り寄せて見るが良い

五、必要なる考試

高等文官は高等文官試験合格者より選擇採用し、判任文官は普通文官試験合格者、及び 學校卒業者より選擇採用される。従つて中學校卒業者は判任官たるには試験を受ける必要はない。従つて此所には高等文官試験のみに就て述べる事にする。尙技術官にあつては高等文官試験、普通文官試験の如き國家試験はない夫れ夫れ専門の學校(高工、高農の如し)卒業者を採用される。

(甲) 高等(文官)試験

高等試験は官吏試験中最高級の物で有つて官界に立身出世し最後の勝利を得やうとするならば必ず此の試験に合格しなくては成らぬ

高等試験は行政科、司法科、外交科の三科に別れて居る。又試験程度により三種に分つ

- 1、資格試験——中學校卒業以上の者は受験を要しない。
 - 2、豫備試験——此の試験は受験者が本試験を受験するに相當な學力を有するや否やを考試するを目的とする高等學校、専門學校以上の學校卒業者は免除される
- (A) 試験科目——論文と外國語を行ふ外國語は英語 佛語 獨語の内一種を選擇せしむ其の程度は法文に明記なきも高校卒業程度と思はれる

(B) 出願手續——豫備試験出願者は必ず本試験と同時になければ出願出来ない従つて手續は本試験の受験手續を見よ

3、本試験—受験者が學理上の原則及び現行法令に通曉し且つ之を實務に應用する能力有るや否やを考試するを目的とす

(A) 試験期日——毎年一回東京にて行はる豫備試験は毎年六月 本試験の筆記試験は七月 口述試験は十月に行はれる其の都度官報に發表される

(B) 出願手續——出願者は受験願書に左の書類を添へて高等試験委員長に提出する

(イ) 履歷書

(ロ) 高等試験受験資格所有者たるを證する書類(卒業証明書)

(ハ) 出願前一年以内に帽を着けずして撮影した手札形寫眞 (裏面に撮影年月日氏名を自書する)

(ニ) 受験願書には本試験の分科(行政・司法・外交)及び選擇科目を記載するのである

(イ) 試験科目(行政科のみを記す、司法・外交科は別に記す)

(ロ) 必須科目——憲法、行政法、民法、經濟學、日本史

(イ) 選擇科目——哲學概論、倫理學、論理學、心理學、社會學、政治學、政治史、經濟史、國語漢文、商法、刑法、國際公法、民事訴訟法、刑事訴訟法、財政學、農業政策、商業政策、工業政策、社會政策

以上の内より三科目を選擇受験せしむ

六、學費

口述試験は行政法と其他の二科目に就て行はれる
 以上が高等試験の内容の概略である
 其の外に各官廳に於て採用試験を行ふ場合がある
 今参考の爲第一高等學校三年間の費用の概略を記して見る

費目	金額	備考
被服費	五八	冬服一八、〇〇〇 夏服五、〇〇〇 帽子二、〇〇〇 外套二三、〇〇〇 靴一〇、〇〇〇(一足)
入學金	三	
授業料	二四〇	一年分八十圓
校友會費	四五	一年分十五圓
行軍費	一二	一年分四圓
書籍費	一二〇	一年分四十圓
寄宿費	四二	一年分十四圓
食費	四〇五	一年を十ヶ月とし一ヶ月用費十三圓五十錢として三十ヶ月分
雜費	二二〇	一月七圓として

合計 一、一三五、〇〇

七、就職 方面

高等試験、普通試験合格者は内閣、各省所屬各官廳に、試験を経ず試験委員の詮衡に依り特別任用に依る者は各其の特別任用せられたる官廳に就職するので有るが現在にては就職は決して安樂ではない

八、社會進出後の狀況

一旦任官後の進展如何は本人の精勵、熱心、誠實、能力及び活動振の程度に比例するから一般的に概評するのは困難で有るけれども帝大出身にして高等試験合格者は最初判任官に採用せられ一、二年間實習をなし高等官に昇任す判任官は平均二―三年にして官等を陞り俸給は一年―二年にて増俸し、上級になるに従ひ進級期も延長せられる

最近身分保障令の發布後は退官者又は異動数は減少し、此處に或る程度の昇級沈滞するに至れるは免れぬ所であらう

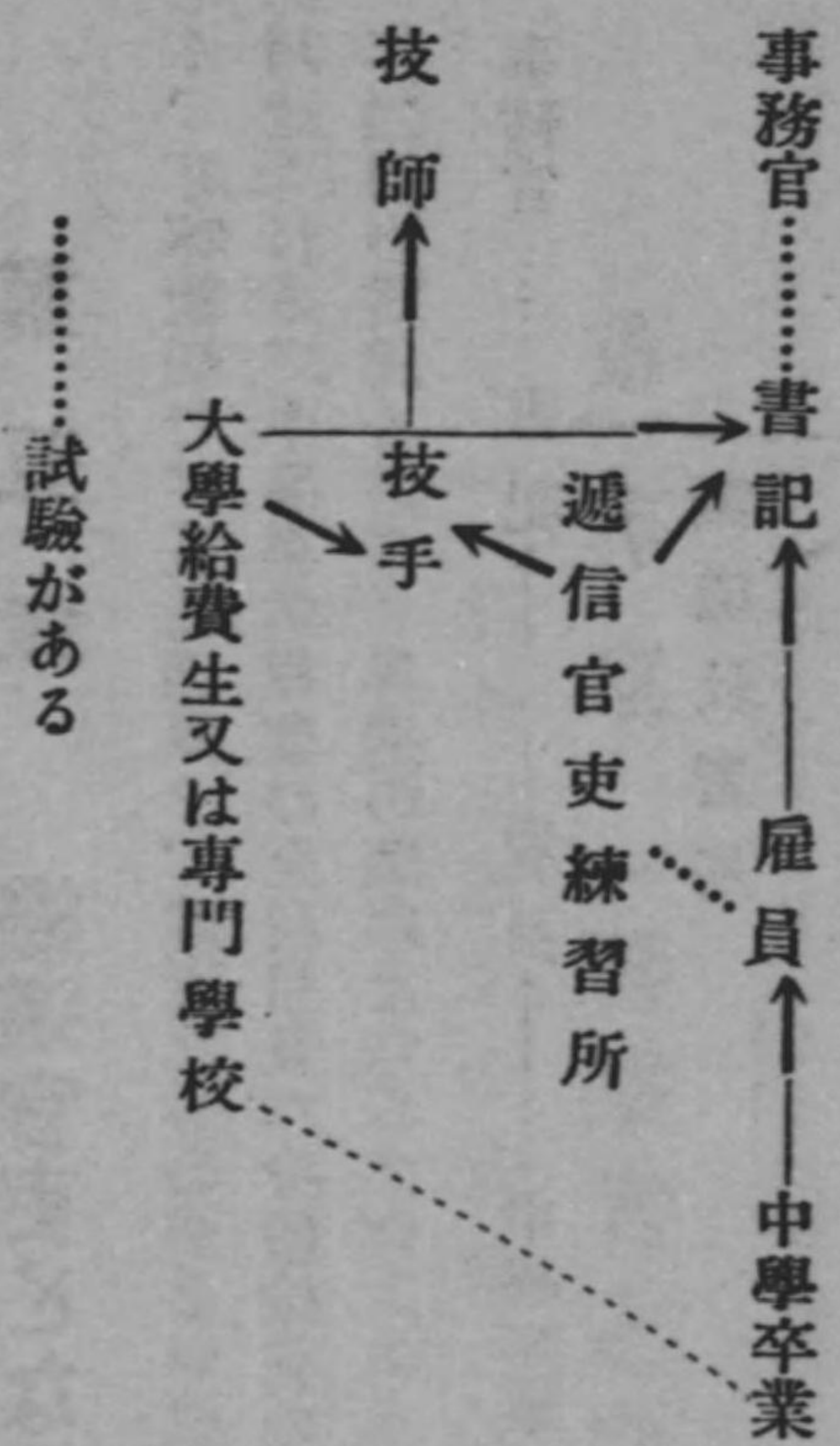
尙判任官は別に上級へ進級しても發令を俟たず俸給の昇進に隨伴するので有る

九、育英資金方面

各府縣に種々なる育英會が有つて貧困にして學資金に乏しき者に夫々一定の金額を貸與又は給與せらるる
本縣には香川縣育英會及び鎌田共濟會等がある

第四章 遞信官吏となるには

眞面目なこと、研究心の旺盛なこと、丁寧親切であること、健康であることが必要である。遞信部内に就職するには、知人又は中學校長の紹介に依るか、自身で希望の官署に履歴書を差出すがよい。採用されると雇員となり、日給は一圓位で他に種々の勤務手當がある。進路の概略を示すと



.....試験がある

書記及び技手は判任官で月俸四十圓から二百圓まで、事務官及び技師は奏任官で年俸千圓から四千五百圓までである。遞信部内の者は遞信官吏練習所を志願出来る。中學卒業程度の學科及び身體検査を経て入學を許可せられると、當時の俸給の五割増の學費を給與せられ、其他全部官費で年限は二年である。卒業後は書記又は技手となり、順次昇進する。卒業生の狀況を示すと

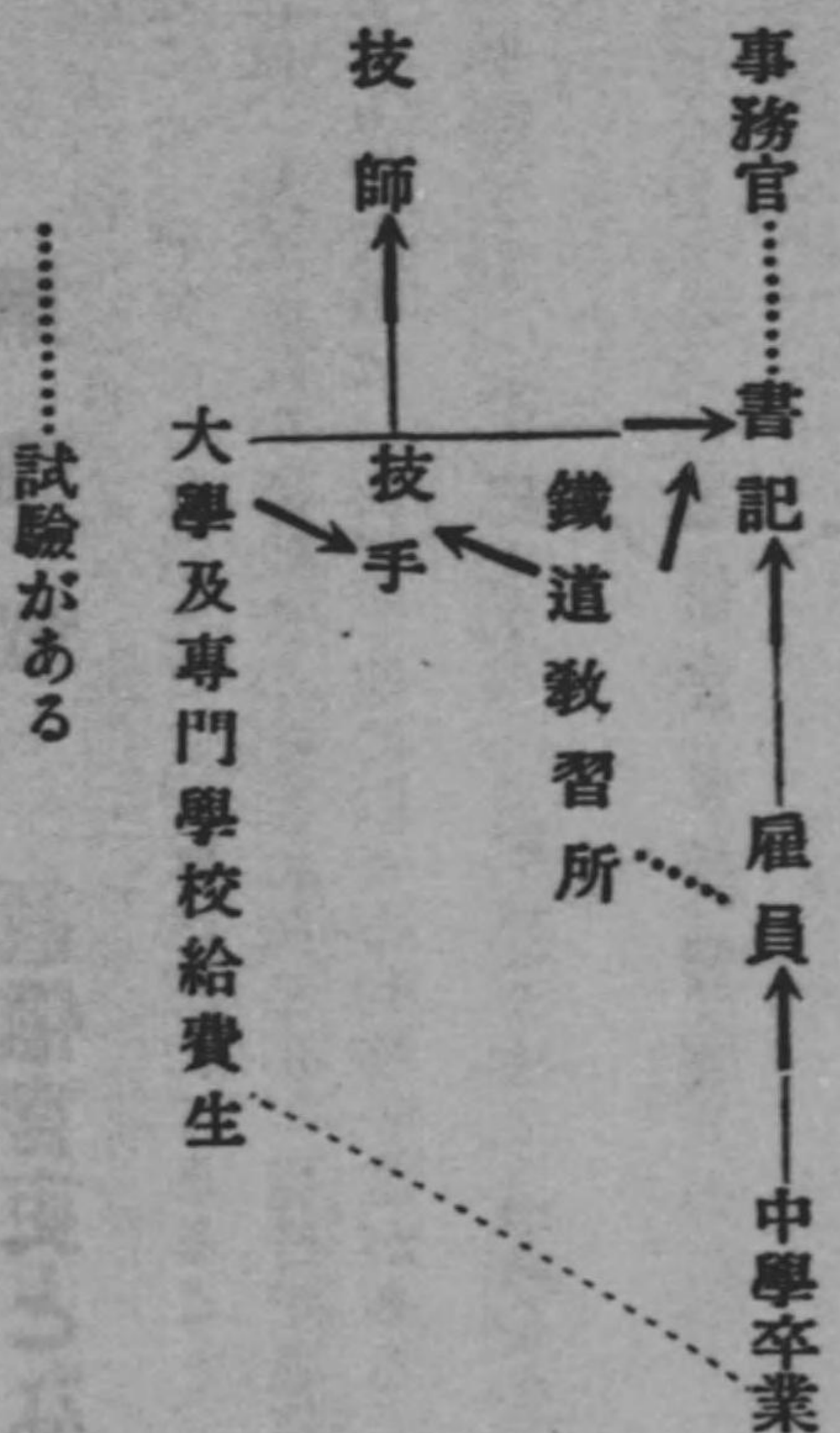
事務官六五人技師六六人書記九一七人技手七九九人尙卒業生は文官高等試験本試験の受験資格が與へられる、又帝大學生にして給費學生となる制度もあり、毎月四十圓の補助がある

参考書 (圖書部にある)

箕輪香村編 遞信官吏立身法

第五章 鐵道官吏となるには

規律正しく、丁寧親切で、責任感強く、健康なものがよい。雇員採用試験といふものがあつて合格すれば雇員に採用せられる。中學卒業程度の全科目及び身體検査の試験がある。雇員で日給は一圓位、他に手當もあり、年二回の賞與もある。昇進の順序は



鐵道部内の者は鐵道教習所を志願出来る、中學卒業程度の學科及び身體検査を経て合格すると、當時の俸給を給與せられ、其他全部官費である。卒業生は書記か技手に任せられ月給四十圓から二百圓までである其他大學か專門學校生徒にして鐵道省の給費生となる制度もあり、採用されると、毎月四十圓の補助がある。待遇は大體鐵道教習所出と全様である

参考書 (圖書部にある)

大明堂編 鐵道就職採用受験向上法

第六章 警察官となるには

一、巡查志願者の資格

巡查は一般から募集し試験の上採用するものとなつてゐる、巡查志願者は明治二十四年九月内務省訓令第二十一號巡查採用規則を見られたし
今同規則の概要を述べると次の通りである。巡查募集に應じ得る資格に就いては帝國臣民たる男子である限り何人でも差支ないのであるが

- (一) 年齢は滿二十歳以上三十歳未滿の者に限られて居る
- (二) 左に掲ぐる者は絶対に採用されない
 - 1、徴兵検査未了の者
 - 2、前年又は本年度徴兵検査甲種合格者にして未召集の者、及び歩、砲、工の未教育補充兵
 - 3、現に他の地方にて巡查を奉職する者

- 4、禁錮以上の刑に處せられたる者
- 5、賭博犯に依り處罰せられたる者
- 6、曾て巡查又は其他の官吏を奉職し其の退職又は退職後三箇月を経過せざる者及び免官又は免職となりたる後二年を経過せざる者
- 7、家資分散又は破産の宣告を受けて未だ復権せざる者及び身分不相應の負債ある者

(三) 體格善良なる者

現行の巡查採用規則に於て體格善良なる者とは大體左の標準に依るものである

- 1、身幹一・五八米（五尺二寸）にして胸圍約身長の半に等しき者
- 2、兩眼共視力三分の二以上にして辨色力完全なる者
- 3、聽力二米の距離に於て低語を聽識し得る者
- 4、言語應答明瞭にして充分の發聲に堪へる者
- 5、精神病、神經病なき者

(四)

巡查志願者の學力に就いては何等の制限はないが、巡查採用規則は次のやうに規定してゐる

- 1、本邦歴史地理の大略に通ずる者
 - 2、假名交りの論文及び普通往復文を作り得る者
 - 3、算術加減乗除を爲し得る者
 - 4、普通に楷書又は行書を書き得る者
- 右に依つて見れば巡查採用規則は大體高等小學卒業の學力を要求して居る様に思はれる然し

乍ら現今の實際は志願者は採用豫定人員の數倍乃至數十倍に達し専門學校以上の學校卒業者が往々落第する位であるから高等小學校卒業程度以上中學卒業程度迄の學力は必要であらう

二、巡查志願の手續及び採用

巡查採用試験は各府縣に於て必要に應じて行はれる故に試験の期日場所等は豫め知ることは出来ない其の都度新聞廣告其他の方法に依つて公告されるから志願者は自分の志望の府縣の廣告を注意して見て置くか直接手紙で問合はすか警察練習所又は巡查教習所へ出頭して問合はすがよい

次に參考として昭和八年六月二十日訓第百六十九號香川縣巡查採用試験手續中から重要と思はれる點を抜萃して見やう

(一) 巡查志願者は附録第一號様式の志願書に第二號様式の履歷書を添へ巡查教習所に差出すべし

(巡查志願書式は府縣に依つて異つて居るから志願書は願書提出前一應志望府縣へ照會するがよ)

(二) 巡查採用試験は必要に應じ巡查教習所長之れを行ふ

(三) 巡查教習所長及び警察署長は試験に關する左記事項を試験期日前相當期間揭示すべし

- 一 試験 日時
- 一 試験 場所
- 一 願書締切 月日
- 一 其他必要事項

(四) 巡查採用試験は學術試験及び體格検査とす

(五) 學術試験は筆記及び口述の二とし筆記試験は左の科目に付之を行ふ

- 1、算術(四則分數比例)
- 2、國語
- 3、歴史(日本歴史の概要)
- 4、地理(日本地理)
- 6、作文(假名交り文及び普通往復文)
- 6、筆跡(作文に於て採點す)

試験科目は必要に應じ前各號に不拘増減することあるべし

(六) 筆記試験の成績は一科目百點を以て滿點とし一科目四十點以上平均點六十點以上得たるものを合格者とす

(七) 巡査教習所長は筆記試験に合格し且身元支障無しと認むる者に付巡査教習所に於て口述試験を行ふべし

(八) 試験合格者にして巡査教習所に入所せしむる者には日時を期し召喚す
採用試験に合格した者に對しては嚴重な身元調査が行はれる之れが仲々難かしい一般の官吏や會社員採用の身元調査とは異つて過去に於ける一切の經歷は勿論のこと原籍から現住所に轉するに至るまでの居住した場所に於ける一切の行動を調査されるのである例へ一ヶ月か二ヶ月しか居なかつた下宿屋に付てさへも調査を受けなければならぬのである、斯くて身元調査は約一ヶ月を要する、身元調査が終つて愈々採用と決定すると「巡査に採用するから入所の用意をして何月何日午前何時までに巡査教習所へ出頭せよ」との

通知が来る、指定の日に出頭すると即日から巡査受業生となつて一定の規律の教習、訓練を受けるのである、教習時間は三ヶ月以上で教習中は三十圓内外の俸給を支給される

初めて巡査を命ぜられた者は學歷の如何を問はず全部教習を受けなければならぬのであるが、曾て巡査又は判任以上の官に在つた者に限り教習の全部又は一部を省略される

三、採用後の待遇

巡査に採用され、三ヶ月の練習期間も無事に終了して一人前の巡査となれば、練習生時代とは待遇もずつと變つて来るのである、左に之を表示する但し巡査の初任給は各府縣に於て多少の相異はあるこゝに示す表は警視廳のものである

區別	月俸	精勤加俸	通動手當料	宿料	被服料	合計
高級巡査部長	九〇圓	一〇圓	六圓〇〇	一五圓	二圓七六	一二三圓七六
高級巡査	七七圓	一〇圓	六圓五〇	一五圓	二圓七六	一一一圓二六
下級最高	四五圓	—	六圓五〇	一五圓	二圓七六	六九圓二六
巡査最低	四五圓	—	三圓七一	六圓	二圓七六	五七圓三六

此の外に官服、帶劍、制帽は全部官給される

四、警察官の進路

警察官の進級は試験制度である、故に實力ある者は巡查部長試験や警部試験を受けて、合格さへすればどしどし出世して警部にでも警視にでもなることが出来る

警察官を志す人に二つの方面から入つて来る人がある

(一) 大學を出て高等試験行政科を合格して警察官になつた人——この種の者は巡查から採用されることもあり、直に警部補位から採用されることもあるが之れは既に有資格であるから昇進は非常に早い

(二) 大學を卒業したが高等試験に及第して居ないもの、又は單に小學校或は中學校を卒業しただけの者——普通の警察官とは此の種の者を指すこの種の者が警部になるには二つの途がある

1、判任文官の資格を取ること

警部は一般文官と同様に判任官であるから、判任文官たるの資格ある者は直に任官することが出来る理である、故に判任文官の資格を取れば警部になれるわけである

2、警部、警部補特別任用試験を受けて合格すること

警部になるには右に述べた通り二つの途があるが、兩者共に各種の利害が伴ひ一得一失がある詳細は笠井英一氏著『警察官を志す人のために』百三十七頁を見られたし

五、植民地及び外務省巡查

植民地巡查と雖も其の資格及び採用の方法、試験程度等略々内地巡查のそれと同様である、唯試験場所が植民地在住者は其地に於て毎月受験出来るが、内地に在る者は態々遠征するか内地に於て募集さるゝま

で待たなければならぬ不便があるのみである、然し各植民地に依つて多少特異な點はある其の顯著なものを略述することにしやう

(一) 朝鮮總督府

一、試験

採用試験は鮮内は毎月一日(第三日曜日)京城警察官講習所にて行ひ

内地は凡そ四ヶ月毎に各府縣に於て行ふ、其の試験場所並に期日は其都度募集地方の新聞紙に掲載す

二、採用

内地に於て採用せられたる者には、受験地府縣廳所在地より任地迄の旅費を支給し、渡鮮後は警察講習所に於て約四ヶ月間教習す

三、特別待遇

各種の特別待遇あり特に僻地、國境の勤務者程優遇せらる、殊に内地巡查との著しい待遇上の相異は恩給加算のあることである、その加算率は勤続二年以上に達した際には拜命の初めに遡り勤続一年毎に半年、故に勤続六年八月で恩給年限に達するのである、この待遇は臺灣巡查、關東廳巡查も同様である

(二) 臺灣總督府

一、試験

臺灣島内に於ける募集に付ては警察官及び司獄官練習所に於て當分の内毎月第二金曜日採用試験

を施行す

又内地に於ける募集に付ては東京市麹町区内幸町一丁目五番地に臺灣巡查看守練習生募集事務を常設し、各募集事務を區別して處理す、而して毎年數回執行す、試験期日及び場所を其都度東京大阪の主なる新聞及び其の地方の新聞に廣告し試験官出張して採用試験を行ふ

二、渡臺旅費

練習生には試験地を起點とし出發の日より起算し渡臺旅費を支給す

(三) 關東省

關東廳巡查に付いては學力その他の資格は内地と同様であるが、唯身長は種々の點を考慮して五尺三寸以上の規定がある

募集の期日は一定してゐない、他の地方のやうに定期的に募集するのではない内地で募集するときには大阪毎日及び試験地附近の新聞に募集の廣告が出る

俸給は練習生時代は月五十三圓を支給せられ、卒業後は初任給最低七十二圓からである

(四) 外務省

外務省巡查は外務省所屬として外務省が外國に派遣する巡查であるが勤務地は主として支那であるその採用手續、受験資格等も他の各廳巡查と同様であるが、唯試験科目の中で一般巡查と異なる點は刑法及び警察法規の大要、英語、東洋歴史、東洋地理が課せられる點である

外務省巡查の待遇は他の植民地の警察官に比して一層割がよく初任給百圓を降ることはない、而も勤務は非常に樂で昇進は確實である

六、社會の趨勢

無理を言ふ幼兒を戒るとき「お廻りさんの所へ連れて行くよ」と云つた時代は過ぎ去つた、今や警察官は軍人と共に國家に欠ぐべからざる存在である、かの滿洲の曠野に於て匪賊討伐の第一線に立つ丈夫は誰か。軍人か、否それこそ我が勇敢なる警察官ではないか。其他朝鮮國境を護る警察官、臺灣蕃地を平定する警察官、帝都を震撼せしギヤングを逮捕する警察官等一として感服せざるものはない。されば警察官の職務こそ文字通り重且大である。而も榮進の途多く、其採用試験は實に平易で小學校を卒業さへして居れば誰でも應ずることが出来る、かゝる名譽ある職務こそ現代青年の志すべき天職ではなからうか、それが爲か大學卒業生にして一巡查を志すもの年々其の數を増加しつゝあることは誠に喜ばしきことである

第七章 機械技師となるには

凡そ機械技師になるには三つの途がある、小學校より進む者、中學校より進む者、高等學校（又は工大豫科）より進む者である。中學校より進む者を更に次の二つに分つことが出来る

1、高等工業學校へ進むもの

2、高等學校（又は工大豫科）を経て大學へ進むもの

然しこの二つは大同小異であるから、こゝでは中學校を卒業して、高等工業學校機械科を志す人のために大體の進路を示すことにしやう

一、適性

1、精神的方面……………數學・物理・用器畫に長ずるもの

今機械科を設置せる官立高工十五校について入學試験課目を拾ひ上げてみると左の通りである

試験科目	校名
英語、數學	米澤、廣島、仙臺、福井、山梨
英語、數學、物理	桐生、金澤、濱松
英語、數學、物理、化學、	名古屋、熊本、徳島、長岡
英語、數學、物理、化學、國語	明治専門學校
英語、數學、物理、國語	神戸
數學、物理	横濱

備考 イ、右試験科目は昭和九年度のものである

ロ、横濱高等工業學校は全部無試験検定である但し本人の希望により試験検定を受けることが出来る、其の場合の試験科目を示すのである

2、身體的方面……發育營養完全なる者

全國高等工業學校體格検査の標準は學校によりて多少の相異はあるが不合格の大體の標準は左の通りである

- イ、身長 百五十糎以下
- ロ、體重 四十五斤以下
- ハ、胸圍 七十五糎以下
- ニ、近視八度より強きもの
- ホ、現に「トラホーム」を患ふもの
- ヘ、色盲あるもの
- ト、體格薄弱なるもの
- チ、嫌忌すべき疾患あるもの
- リ、其他修學上不當なる身體と認めたるもの

二、社會の趨勢

我國の工業界を展望すると、實に長足の發達を示してゐる即ち歐米諸國を凌駕し、高關稅や保護政策の障壁を突破して世界市場の隅々にまで我國の商品は堂々進出し工業日本國を謳歌してゐる

諸種工業の中其の代表的なものは機械工業である、何となれば如何なる工業でも機械を用ひないのは殆どないからである、故に機械技師は社會上重要な地位を占めてゐる

三、家庭の狀況

今や國家多事多難にして殊に國防に重點を置いてゐる、これが解決は青年技術家によつて各種國防設備を完備するにある、起てよ青年世は青年技術家をを待望してゐるの時だ

家庭に育つたものでも差支へない、要は本人の思想さへ確實であればよい
 但し聞くところによれば、全國高等工業學校在學生の家庭は殆んど中流若しくはそれ以上であること
 を附記しておく

四、選擇すべき學校系統

(イ) 機械科を設置せる官立高等工業學校

校名	所在地	修業年限
名古屋高等工業學校	名古屋市中區御器所町	三箇年
熊本 "	熊本市黒髮町	"
米澤 "	米澤市馬口勞町	"
桐生 "	桐生市	"
横濱 "	横濱市大岡町	"
廣島 "	廣島市千田町	"
金澤 "	石川縣石川郡崎浦村	"
仙臺 "	仙臺市南六軒町	"

(ロ) 機械科を設置せる私立高等工業學校

明治専門學校	福岡縣戸畑市	四箇年
神戸高等工業學校	神戸市水笠通一丁目	三箇年
濱松 "	濱松市廣澤町	"
徳島 "	徳島市常三島町	"
長岡 "	長岡市學校町	"
福井 "	福井市外西藤島村	"
山梨 "	甲府市元柳町	"
臺南 "	臺南市	"
南滿洲工業専門學校	大連市伏見町	三箇年
○東京工業專修學校	東京市麻布區新堀町七	二箇年
○早稻田高等工學校	東京市早稻田大學内	二箇年

日本大學高等工學校	東京市神田區駿河臺北甲賀町	二箇年
東京高等工學校	東京市芝區芝浦三ノ一	三箇年
中央高等工學校	東京市神田區中猿樂町五	二箇年

○印は夜間授業

(ハ)機械科を設置せる官立大學校

校名	所在地	本科修業年限	豫科の有無
東京帝國大學	東京市本郷區元富士町	三箇年	無
京都 "	京都市左京區吉田町	"	無
東北 "	仙臺市片平町	"	無
九州 "	福岡縣糟屋郡箱崎町	"	無
北海道 "	札幌市北八條西六丁目	"	無
大阪 "	大阪市北區常安町	"	無
東京工業大學	東京市目黒區大岡山	"	無

旅順工科大學	旅順市札幌町	"	有
--------	--------	---	---

備考 大學工學部機械科へ進むには高等學校の理科を了へばよい
(ニ)機械科を設置せる私立大學校

校名	所在地	本科修業年限	豫科
早稻田大學	東京市淀橋區戸塚町一	三箇年	第一早稻田高等學院
日本大學	東京市神田區三崎町三丁目	二箇年	豫科二箇所

(ホ)備考

同じ機械科といつても、學校によつて其の内容は若干趣を異にしてゐる。機械科は機械科でも、スケールの大小があり教科課程に於て一部學科目中にはその名稱が違ひ時間數に多少の差異があり、又擔當教官によつても講義の力の入れどころが違ふ。難形式に凡てを網羅してゐるものと比較的內燃機關や工作機械の如き方面に殆ど主力を傾注して設備を整へてゐるものもあるやうだ。故に科名は同じでも學校によつて夫夫の特長をもつてゐる譯です

五、必要なる考試

電氣技術者の資質は第一種、第二種、第三種と判然區別されてゐるが機械技術者には何等社會的階級はない。最も會社内で技師・技士・工士などの名稱を用ひてゐるのがあるが、其は該會社内だけで通用

する名稱で社會一般的なものではなく、また會社によつてその標準が多少異なる、從て機械技師としての社會的資格試験も全然存在しない、即ち機械技師は本當に實力第一主義であるこれが投機的試験制度を設けない理由だと思ふ。故に一旦技術者として世に立つ以上は例へ官衙であらうが、會社であらうが自家營業であらうが、極力精進すべきである。さすれば自ら認められるものである。

六、學資金

學資金は官公立學校によつて異なるが官立學校では大體次の様である

高等工業學校	年額 金五五〇圓	三個年	金一、六五〇圓
高等學校	年額 金四五〇圓	高等學校三個年	通計金三、一五〇圓
大學	年額 金六〇〇圓	大學三個年	

七、就職方面

大學、専門學校の卒業生の中で大學工學部及び高工の卒業生位就職口の多いものはない。就中機械科卒業生の賣れ口は斷然他の科のトップを切つてゐる。凡そ工場と名のつくもので機械を使はないものはないからである。即ち人絹工業、紡績工業、造船工業、機械工業等それが官衙たると民間たるとを問はず、技術者の需要は極めて廣い。然し非常な高給で就職するやうなことは滅多にない。約言すれば他の職業の様に異數の好景氣もなければ不景氣もない、何時でも就職口の待つてゐる堅固な職業である。次に官立大學工學部及び高工卒業生の初任給の平均を勤務先別に示すことにしよう。但しこの平均は

工科全體の平均であるから、機械科卒業生の初任給はこれ以上であることを附記しておく

就職先	官立大學工科	官立高工
官公廳及び官營工場	九三、六〇	七一、六〇
運輸倉庫會社	八〇、〇〇	六六、七〇
新聞通信社	七〇、〇〇	五五、〇〇
商事會社	七〇、〇〇	五二、五〇
製造會社	七八、五〇	五二、五〇
問屋方面	五五、〇〇	三六、〇〇
其他	八九、二〇	六八、〇〇

以上の通り比較的初任給のよいのは官公署官公營方面であつて民間の會社になるほど安くなる。然し民間會社では賞與がたんまりあることを忘れてはならない。

次に一流會社にして大學・高工卒業者を日給待遇で雇入れることがあるが、かゝる場合に嫌だといふやうな贅澤なことを云ふべきでない、かゝる大會社こそ將來に於て大いに希望を掛けてよいのであつて日給時代を數年我慢すれば間もなく拔擢されるのである。

一度就職したならば、如何なる逆境に立つと雖も辛抱すべきだ、敢て言ふ一箇所で十五年勤続すれば相當な地位が與へられやう。

八、其の他の特典

大學工學部及び高等工業學校卒業生には夫々中等教員無試験檢定出願資格を附與せらる。

第八章 通譯官となるには

附ガイド(案内人)

一、適性

1、精神的方面 語學に長ずる事 堅忍不拔の精神

2、身體的方面 身體強壯にして言語明瞭 聽力完全なる事

二、社會の趨勢

各國其の言語を異にし近時世界共通語(エスペランド語)の漸次普及を見るも到底一朝一夕にして夫々千有餘年の傳統を有する各國の言語が地球上より其の姿を没し去るといふ事は考へる事が出来ない。且又交通機關の發達と共に四海近隣となり、國際關係も急速に複雑密接となるに至つた。此處に於て通譯官の必要が強調せられる。

三、家庭の状況

通譯官は主として海外の公館(大使館・公使館・領事館)に在るを以て成る可く長男にあらざる者を適

當とする

四、選擇すべき學校系統

通譯官としての最大の要件は語學に巧みなる事である、當然外國語を専修する學校を選ぶべきである。

東京外國語學校(修業年限四年) 大阪外國語學校(修業年限三年)

五、學費

授業料下宿料合して年額約四百五十拾圓學校附屬の寄宿舎又は育英會等の寄宿舎に住めば上記の費用を少し節約し得。

六、必要なる考試

通譯は外務省と陸軍省に於て採用さる

外務省に於ける通譯は

1、大使館一等通譯官、大使館二等通譯官、公使館一等通譯官、公使館二等通譯官。

2、大使館通譯生、公使館通譯生、領事館通譯生、貿易事務官通譯生に分たれる。

(1)は高等試験委員の銜を経て任用される即ち高等試験外交科に合格する事を要し

(2)は普通試験に合格しなければならぬ(高等試験・普通試験に關しては「官吏となるには」の

項を参照)

陸軍通譯

陸軍通譯は陸軍省に於て採用の上各部隊に配置す、年齢滿二十歳以上、身體強壯、身元確實なる者につき試験を行ふ。試験は和文歐譯、歐文和譯、會話、應募者は履歷書、願書、戶籍抄本を添へ陸軍大

臣に願出する事但本人の履歴により陸軍通譯に適する事を確實に認め得るものありては試験を要せずして採用する事あり。

七、就職方面

外務省に於ける通譯官通譯生の採用人員少く殊に陸軍通譯に於ては頗る少數なるを以て就職甚だ困難である。

八、社會進出後の狀況

公使官一等、二等通譯官は在職滿二ヶ年以上のものは外交官又は領事官に任用される事あり。

公使館一等、二等通譯官は別段の規定なき時は公使館三等書記官の俸給、其他が適用される。但公使館二等通譯官の在勤俸の額は公使館三等書記官の在勤俸の額以下

大使館一等、二等通譯官は別段の規定なき時は公使館一等、二等通譯官の規定を準用す。

公使館三等書記官の年俸六千七百五十圓(英・佛)六千四百五十圓(獨)其他駐在國により異なる

通譯生も領事官に特別任用される事あり。

外務通譯生の俸給其他は外務書記生に關する規定を準用す外務書記生の八級俸以下の年俸四千三百圓

(英・佛)四千百圓(獨)特別俸一級六千七百五十圓(英・佛)六千四百五十圓(獨)其他駐在國により異なる

陸軍通譯は月俸六拾圓より百五十拾圓迄の範圍に於て支給せらる

九、育英資金方面

本縣に財團法人録田共済會ありて學資を貸與す

附ガイド

ガイドとは觀光其の他の目的を以て我が國に來遊する諸外人の案内役をなすを本業とするものである此の試験には誰でも應ずる事が出来る、外國語に巧なるを第一要件とす。試験は毎年警視廳及び神奈川縣廳で行はれる。試験は筆記と口述とに分れ、筆記に合格したるものでなければ口述試験を受ける事は出来ぬ。筆記試験は歐文和譯、和文歐譯、日本地理、日本歴史、口述試験は外國語會話、日本地理、日本歴史、本業は將來に於て相當有望である

第九章 軍人となるには

一見明瞭ならしむるために便宜上表示する

陸軍少將東郷陸

下士官ヨ 同相當官ニ シタル者又 シテ更ニ中 等官ニシテ	考	澤飛行	補生ヲ含	照會請	項
--	---	-----	------	-----	---

臣に願出する事但本人の履歴により陸軍通譯に適する事を確實に認め得るものありては試験を要せずして採用する事あり。

七、就職方面

外務省に於ける通譯官通譯生の採用人員少く殊に陸軍通譯に於ては頗る少數なるを以て就職甚だ困難である。

八、社會進出後の狀況

公使官一等、二等通譯官は在職滿二ヶ年以上のものは外交官又は領事官に任用される事あり。

公使館一等、二等通譯官は別段の規定なき時は公使館三等書記官の俸給、其他が適用される。但公使館二等通譯官の在勤俸の額は公使館三等書記官の在勤俸の額以下

大使館一等、二等通譯官は別段の規定なき時は公使館一等、二等通譯官の規定を準用す。

公使館三等書記官の年俸六千七百五十圓(英・佛)六千四百五十圓(獨)其他駐在國により異なる通譯生も領事官に特別任用される事あり。

外務通譯生の俸給其他は外務書記生に關する規定を準用す外務書記生の八級俸以下の年俸四千三百圓(英・佛)四千百圓(獨)特別俸一級六千七百五十圓(英・佛)六千四百五十圓(獨)其他駐在國により異なる

陸軍通譯は月俸六拾圓より百五十圓迄の範圍に於て支給せらる

九、育英資金方面

本縣に財團法人録田共濟會ありて學資を貸與す

附カイド

月	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	七、五〇〇	二、三、四、五	三、四、五、六	習歌醫官ノ	ル、管)	ハ當該學	送附ス)	官寫	得ザル	テ改檢ノ
額	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇							

志願一覽表

(昭和九年六月調製)

Main table with columns for 學科試驗 (Academic Exams), 身體検査 (Physical Exam), 入學日期 (Enrollment Date), 學費 (Tuition), 卒業後ノ身分 (Post-graduation Status), 事項 (Items), and 備考 (Remarks). It lists various military and civilian positions and their corresponding requirements.

學科試驗 身體検査(合格標準) 入學日期 學費 卒業後ノ身分 事項 備考

1. 詳細及志願票ハ各志願票提出先若クハ各聯隊區司令部ニ照會請
2. 陸軍現役下士官兵ニ限リ左ノ特典アリ
(一) 陸軍現役下士官兵ニ限リ左ノ特典アリ
(二) 陸軍現役下士官兵ニ限リ左ノ特典アリ
(三) 陸軍現役下士官兵ニ限リ左ノ特典アリ
(四) 陸軍現役下士官兵ニ限リ左ノ特典アリ

Table with columns for physical requirements (身長, 胸圍, etc.), educational background (大學, 高等學校, etc.), and military service details (階級, 職務, etc.).

Table detailing military ranks (少尉, 中尉, etc.), pay scales (給料), and specific regulations for various branches and positions.

第十章 教員となるには

甲 總論

一、適性

(イ) 精神的方面

如何なる職業に従事する者も確固たる信念を有し、人格徳望の高きを要求されるは勿論であるが、殊に教員には所謂徳化の器でなければならぬ、特に留意すべき點を二三記述しやう。

(一) 思想健全なること

若し教員にして思想的に不健全ならんか、其の児童生徒間に忽ちにして其の思想浸潤し其の結果は極めて恐るべく洵に戦慄すべきものがある

(二) 素行正しきこと

教員たるものは理想をいへば父兄子弟より敬慕畏敬せられなければならぬ、故に常に言行を慎み修養を力め以て徳性を涵養すること切に必要なるものがあると思ふ

(三) 研究的なること

教員は自己の専門學科の研究は勿論、教授訓育其他あらゆる擔當事務は積極的研究的に取扱い、児童生徒に對しては熱心且親切なる態度を以て臨むことが肝要だと思ふ

(ロ) 身體的方面

世間では往々身體虛弱なるが故に教員を志望する向もあるが、之れは間違も甚しいと云はねばならぬ

二、社會の趨勢

最近の世情はインフレ景氣とか軍需景氣とかいはれ、茲數年前よりは稍景氣を持直した様にも見えるが一方には深刻なる農村問題あり、知識階級就職難は依然たるものがある

又國家の財政の如きも赤字に悩まれ、一部を除いては緊縮方針があり、従つて地方財政も矢張財政不如意で緊縮方針を執る爲、我が教育界も大いに其の影響を受け、彼の大正八九年頃の學校増設時代の如きは夢物語の如く思はれ、本縣の如きも毎年學校經費低減の狀況で教育界空氣萎靡沈滞の有様である

三、家庭の狀況

現に小學校教員の大多數及び中等教員中にも相當數は郷里に奉職し自宅から通勤してゐる狀況にある故、父兄として子弟を遠方に手放すことの出来ない家庭の事情ある者は子弟を教員にすることは最も適當なる職業を擇ばせる途だと思ふ

四、選擇すべき學校系統

各論に於て本校卒業生として進むに適當なる學校中代表的と目すべきものにつき必要事項を記載せる故参照ありし

尤も中學校卒業生として直接に必要な中小學校教員養成の學校を詳細に、高等教員方向は普通高等

學校若くは専門學校を経て大學教育を受けなければならぬ故、中學卒業生には直接必要少しと思はるゝを以て比較的簡略に記述せり

五、必要なる考試
各論に記載せり

六、學資金

各論に學校別に記載せる故参照ありたいが、東京に所在地の高等學校や専門學校では一ケ年五百圓位大學は六百圓位と見れば大した誤はあるまいと思ふ

七、就職方面

イ、小學校教員方面

本縣の如きは教員過剩の爲茲一、二年師範學校新卒業生の多少就職延期者もある様に聞いたが今日迄は大體就職が出来た様である
然し今後は師範學校へ入學志願者は採用數を著しく減少せる故此等入學者が卒業の際は就職難は先づないものと判断して差支へない
東京、大阪方面では其の地の師範學校卒業生のみでは供給不足の爲毎年他縣より現職者を移入せる模様である。

植民地方面も就職難はない様に聞き及んでゐる

ロ、中等學校方面

小學校方面に異り從來就職には心配なしと謂はれてゐた高師卒業生も最近就職には學校當局も

随分悩んでゐるとのことである

其他の學校卒業生や試験檢定合格者も高師卒業生以上に餘程困難な模様である

縣當局は勿論、各學校長も就職希望者の履歴書は山積してゐる様子である

充分な傳でもなければ就職絶望と考へても不當ではなからう

ハ、高等學校教員大學教授方面

之れは大學の成績抜群の者でなければならぬ、之れ又就職は容易でない

八、社會進出後の情況

一般教育者に對する物質的待遇（各論にて詳記せり）は實に貧弱である、殊に小學校教員は其の苦勞に對し物質的に報わらるゝ所は少ないと思ふ。本職の小學校教育の外に青年訓練所、補習學校、青年團、處女會等の事務があり中々多忙で勤務時間の如き毎日十幾時間である且東京、大阪等は別にして田舎では在職年數の短きことである

人生四十才、五十才は知的業務に従事する者には働き盛である

縣下で四十才以上の小學校教員は幾人あるか

又中等教員も略々全様である、就職難、昇給難、然して首斬りである中等教員で各校に四十才以上の者又數名を數ふるに過ぎない

中等教員として出世の極點は校長であるが此の地位に進むべきもの又幾人か

高等教員大學教授といへども他の官吏に比して氣の毒な程待遇が悪い

故に子弟の體格趣味家庭の事情等特殊事情の者は別として一般論として子弟を教育界に入れることは

九、育英資金方面

父兄に於て篤と考慮せらるゝことを希望す
學校により給費があるが之は各論に於て夫々記載せる故参照されたし。其の他教員志望者の爲特に育英資金あるを聞かず

乙、各論

一、小學校教員及び實業補習學校教員

(一) 香川縣師範學校(二部)

所在地 高松市幸町

修業年限 二ケ年

入學資格 中學校卒業生及び全資格者
試験科目 國語(解釋・作文・文法・書取) 數學・地理・歴史・理科・習字
給費 なし 但し授業料を徴收せず
學費 月約二十圓
募集人員 約二十名
卒業後待遇 資格 小學校本科正教員 初任給 四十二圓
昇給 約三年目二、三圓位 年功加俸五年目 年二十四圓
賞與 少額

(二) 大阪府天王寺師範學校(二部)

所在地 大阪市天王寺區南河堀町

修業年限 二ケ年

入學資格 中學校卒業生及び全資格者

給費 月七圓 授業料不要

學費 給費の外に月額七圓乃至十五圓

試験科目 國語(講讀、文法、作文) 漢文、數學(算術、代數、幾何、三角) 歴史、地理、博物、物理及び化學

募集人員 一二〇名

卒業後待遇 資格小學校本科正教員 初任給 五〇圓

昇給 約三年目五圓 年功加俸 五年目二十四圓

賞與 年二回 一回分月俸の五割六分 住宅料五圓

(三) 東京府青山師範學校(二部)

所在地 東京市赤坂區青山北町

修業年限 二ケ年

入學資格 中學校卒業生及び全資格者

試験科目 算術、代數、幾何、國語、漢文、文法、作文

募集人員 約八〇名

給費 月額十五圓 被服公給

學費 給費の外教科書等年十五圓位 會費校友會費年三圓位
 卒業後待遇 資格小學校本科正教員 初任給 五十五圓
 昇給 約二年目五圓 年功加俸 五年目二十四圓
 賞與 年二回 一回分月俸の約七、八割

(四) 京城師範學校(演習科)

所在地 京城府黃金町
 修業年限 二ケ年
 入學資格 中學校卒業者及び全資格者
 入學試験 入學試験を行はず銓衡によりて採用す
 經費 給費生は月額十圓給與せらる
 學費 右の外年百三十圓位要す
 卒業後待遇 初任給本俸四十七圓 手當本俸約十三割位毎月支給せらる
 昇給 五年目五圓位

(五) 臺灣各師範學校(公學師範部演習科)

所在地及び募集人員	臺北第一師範學校	臺北市文武町	約四十名
	臺北第二師範學校	臺北市下內浦	約四十名
	臺中師範學校	臺中市市川瑞町	約四十名
	臺南師範學校	臺南市桶盤淺七	約四十名

修業年限 二ケ年

入學資格 中學校卒業者及び全資格者

出願期日 毎年大體十月三十一月頃

入試方法 第一次試験(試験場 内地は各府縣廳)

國語漢文(講讀、文法、書取、作文、漢文講讀) 數學(算術、代數、幾何)

第二次試験(試験場 内地は東京、京都、福岡)

口頭試問 身體検査

給費 給費及び入學許可後渡臺旅費支給せらる(約三十七圓)

學資 一ケ年約百圓

卒業後待遇 月俸四十五圓 加俸六割 計七十二圓

昇給 一年六ヶ月乃至二年 二、三圓

賞與 初年度四十五圓位 二年度七十五圓位 三年度百圓位 出張旅費相當あり

(六) 香川縣實業補習學校教員養成所

所在地 香川郡佛生山町

修業年限 一部二ケ年 二部一ケ年

入學資格 中學校師範學校卒業者及び全資格者

募集人員 一部十名(昭和九年度)

試験科目 (一部、二部)口頭試問、數學、國漢、農業(中學校卒業者は農業常識につき行ふ)

給 費 月額七圓十錢
寄宿生は月額十七圓（給費の外）位あれば充分
通學生は七、八圓

卒業後待遇 一、一部卒業者は實業補習學校の教諭 二部卒業者は助教諭に任ぜらる尙農業技
術員となることを得

二、一部、二部共農專正免許狀を下附せらる
三、一部卒業者は小本正免許狀を下附せらる、二部卒業者は尋本正免許狀を下附せらる

四、勤続六ヶ年以上に達するときは奏任待遇に進むことを得

五、勤続五年に達するときは年功加俸を給せらる（中等學校の分）

六、俸給一部初任給四五圓 二部初任給四二圓 賞與等は小學校と全じ

二、中等教員及實業學校教員
中等教員になるには普通高等師範學校、教員養成所を卒業するか、又は無試験檢定或は試験檢定で免許狀を獲なければならぬ。

(一) 東京高等師範學校
所在地 東京市小石川區大塚窪町

學科並に募集人員

文科 第一部 (修身、教育、公民科を主とす) 約二名
第二部 (國語、漢文を主とす) 約三名
第三部 (英語を主とす) 約三名
第四部 (歴史、地理を主とす) 約三名

理科 第一部 (數學を主とす) 約三名
第二部 (物理、化學を主とす) 約二名
第三部 (博物、農學を主とす) 約一名

體育科 甲組 (體操、教練、遊戲及競技を主とす) 約三名
乙組 (柔道を主とす) 約一名
丙組 (劍道を主とす) 約一名

修業年限 各科共四ヶ年
入學資格 師範學校中學校卒業者及び全資格者
學費 私費及び給費の二種 給費生(生徒數の約四分の一)月額 約二十圓
私費及給費共徴收せず 私費生は月額 約三十圓位要す
卒業後の待遇 中等教員無試験檢定 初任給 八十五圓 二ヶ年以上 三圓乃至五圓昇給
年功加俸 五年以上 月約八圓 十年以上 月約十二圓 十五年以上 月約十五圓 賞與年俸 約五割

(二) 廣島高等師範學校
所在地 廣島市千田町

學科並ニ募集人員

文科 第一部 (國漢を主とす) 約三十名
第二部 (英語を主とす) 約十五名
第三部 甲 (公民、歴史を主とす) 約十五名
乙 (歴史、地理を主とす)

理科 第一部 (數學を主とす) 約二十五名
第二部 (物理化學を主とす) 約十五名
第三部 (博物を主とす) 約二十五名

教育科 (教育を主とす) 約二十五名

修業年限 文、理科 四ヶ年 教育科 二ヶ年
入學資格 文理科 師範學校、中學校卒業者及び全資格者
教育科 小學校本科正教員として二年以上小學校に在職せしもの

學費 東京高師に大體同し

卒業後の待遇 東京高師に同し

(三) 東京美術學校圖書師範科

所在地 東京市下谷區上野公園内

修業年限 三ヶ年

入學資格 中學校卒業者及び全資格者

試驗科目 實技(木炭畫、日本畫、圖案) 學科(用器畫、國語「解釋、作文、習字、讀方」)

募集人員 約十五名

授業料 徴收せず
卒業後の待遇 初任給 約七五圓 其他は高師と全し

(三) 東京音樂學校甲種師範科

所在地 東京市下谷區上野公園内

修業年限 三ヶ年

試驗科目 一唱歌 一樂典 一器樂(ピアノ) 一國語 一英語

募集人員 約四〇名

授業料 徴收せず

卒業後の待遇 初任給 約七五圓 其他は高師に全し

(四) 東京帝國大學農學部附屬(農業教員養成所)

所在地 東京市目黒區駒場

修業年限 三ヶ年

入學資格 師範學校、中學校卒業者にして在學中農業を修めたる者及び全資格者

試驗科目 一國語及漢文 一英語(譯解) 一數學(算術、代數、幾何) 一物理及化學
一博物(動、植、礦) 一農業

右の學科につき師範學校卒業程度にて行ふ

官費 給費生月 二十五圓 授業料なし

卒業後の待遇 實業教員 無試驗檢定 初任給 約七五圓 其他高師に全し

(五) 東京商科大學附設 商業教員養成所

所在地 東京市外國立町
 修業年限 三ヶ年
 入學資格 中學校卒業者及び全資格者
 試験科目 國語漢文(作文は毛筆を以て認めしめ筆蹟をも併せ考査す)百五十點
 數學(代數、算術)百五十點 英語(解釋、作文、書取、英習字を含む、讀方)二百點
 募集人員 給費生 二十三名 私費生 十二名
 官費給費 給費生 月二十五圓給費 授業料なし
 卒業後の待遇 (四項に全し)

(六) 名古屋高等工業附設 工業教員養成所

所在地 名古屋市中區御器所町
 科名年限 土木科、機械科、建築科、紡織科、色染科、電氣科、各科共三ヶ年
 入學資格 中學校卒業者及び全資格者
 募集人員 各科を通じて三〇名 土木科六名 機械科十名 建築科二名 紡織科二名
 色染科二名 電氣科八名
 試験科目 英語(解釋、作文) 數學(算術、代數、幾何、三角) 自在畫 口頭試問
 官費給費 半數の給費生には月額二十五圓給費 授業料なし
 卒業後の待遇 (四)(五)項と全し

(七) 横濱高等工業附設 工業教員養成所

所在地 横濱市中區大岡町
 科名年限 機工科、應化科、電化科、建築科、各科 三ヶ年
 入學資格 中學校卒業者及び全資格者
 試験科目 口頭試問のみ
 募集人員 機械科六名、應化科六名、電化科二名、建築科六名
 官費給費 給費生 月額二十五圓給費 授業料徴收せず
 卒業後の待遇 (四)——(六)項に全し

(八) 早稻田大學高等師範部

所在地 東京市牛込區早稻田
 科名年限 國漢科、英語科、各科四ヶ年
 入學資格 中學校卒業者及び全資格者
 募集人員 各科共 一二〇名宛
 試験科目 國語漢文科、漢文、英文和譯、國語、作文
 英語科、英文和譯、和文英譯、書取、國語
 授業料 月額百圓
 學費 月額約四十圓
 卒業後の待遇 中等教員無試験檢定を受くる資格あり其他は大體高師卒業生に全し

(九)

國學院大學高等師範部

所在地 東京市澁谷區若木九

修業年限 第一部(修身、國漢) 第二部(歷史、國漢) 各部共 四ヶ年

入學資格 中學校卒業者及び全資格者

募集人員 第一部八〇名 第二部八〇名

試験科目 第一部、第二部共國史、國語(講讀、作文、文法) 漢文

英語(英文和譯、和文英譯)

授業料 年額百圓

學費 早大に全し

卒業後の待遇 早大に全し

(一〇)

日本大學高等師範部

所在地 東京市神田區三崎町

科名年限 修身公民科、英語科、國漢科、地歴科、各科三ヶ年

入學資格 中學校卒業者及び全資格者

募集人員 四六〇名

試験科目 修身公民科——修身漢文 英語科——英文和譯、和文英譯

授業料 年八八圓

學費 早大に全し

(一一)

法政大學高等師範科(夜間)

所在地 東京市麴町區富士見町

科名年限 國漢科、英語科、各科 三ヶ年

入學資格 中學校卒業者及び全資格者

募集人員 國漢科一二〇名 英語科一二〇名

試験科目 國漢科——國語漢文 英語科——英文和譯、和文英譯

授業料 年額八八圓

學費 早大に全し

卒業後の待遇 日大に全し

(一二)

青山學院英語師範科

所在地 東京市澁谷區綠岡町

修業年限 四ヶ年

入學資格 中學校卒業者及び全資格者

募集人員 六〇名

試験科目 英語(解釋、作文、文法)

授業料 年八八圓

學費 早大に全し

(一三) 卒業後の待遇 早大に全し
駒澤大學専門部

所在地 東京市世田ヶ谷區深澤町
 科名 年限 國語漢文科、地理歴史科、各科三ヶ年
 入學資格 中學校卒業者及び全資格者
 募集人員 國語漢文科 一二〇名 歴史地理科 五〇名
 試験科目 國語漢文科——國語漢文、歴史地理科——歴史、地理
 授業料 年八〇圓
 學費 早大に全し
 卒業後の待遇 早大に全し
 東京物理學校高師科
 (一四) 所在地 東京市牛込區神樂町
 修業年限 三ヶ年
 入學資格 中學校卒業者及び全資格者
 募集人員 七〇〇名
 試験科目 出願順により銓衡す
 授業料 月額五圓
 卒業後の待遇 日大に全し

(一五) 大東文化學院

所在地 東京市麴町區富士見町
 修業年限 本科三ヶ年
 入學資格 中學校卒業者及び全資格者
 募集人員 本科八〇名
 試験科目 國語漢文、作文
 授業料 年六〇圓
 其他 日大に全し

(一六) 日本體育會體操學校高等科

所在地 東京市品川區大井北濱町
 科名 年限 高等科二ヶ年
 入學資格 中學校卒業者及び全資格者
 試験科目 口頭試問
 授業料 年八四圓
 其他 日大に全し

(一七) 文理科大學、帝國大學、各種官公私立大學、各種官公私立專門學校、高等學校卒業者は在學中の専攻科目につき無試験檢定にて免許狀を下附せらる資格あり
三、高等學校教員

(イ) 資格

高等學校大學豫科及び之れに準ずる學校の教員即ち高等教員になるには官公私立の大學(大學令に依るもの)卒業者、高師専攻科卒業者、五年以上大學、大學豫科高等學校、專門學校などの教員であつた者等は無試験檢定でなれるが其の他の者は試験を受けねばならぬ
右の受験資格は高等學校、大學豫科、專門學校本科高等師範等の卒業者及び中等教員免許狀所有者などである

(ロ) 待遇

文部省直轄諸學校に於ては教授は勅任(但し一校に二名まで)勅任又は奏任にして俸給は一級四、〇五〇圓より十一級一、〇五〇圓までを給せらる。又順番に外國留學をも命ぜらる

四、實業專門學校教員

(イ) 資格

實業專門學校例へば高等工業、高等農林、高等商業等の學校では當局が適當な資格經歷を有する者を銓衡の上採用することになつてゐる
大體の標準を示すと左記の如くである

- 一、各大學の工學部卒業者は高等工業學校の工業關係學科へ
- 二、各大學の文學部卒業者は各高等專門學校の歴史、國語、漢文、語學等
- 三、各大學の理學部卒業者は各高等專門學校の數學、物理化學等
- 四、各大學の農學部卒業者は各高等專門學校の農學

五、各大學の法學部卒業者は各高等專門學校の法制經濟

六、高等學校高等科教員免許狀を有する者は其の免許された學科

(ロ) 待遇

高等學校教員と全し

五、大學教授

(イ) 任用

大學は官公私立何れも當該學校卒業者中成績拔群の者を選び先づ助手又は講師として採用し、二三年たつて缺員あると共に助教授に任命し、外國に留學させ、歸朝後教授に任用するを普通とす

(ロ) 待遇

教授は勅任又は奏任にて俸給は本俸(一級四、〇五〇圓より十二級一、一三〇圓)及び職務俸(五〇〇圓以上 一、六〇〇圓以下)を加給せらる
助教授奏任にして本俸(一級二、七七〇圓より十二級一、〇五〇圓まで)及び職務俸(二五〇圓以上八〇〇圓以下)を給せらる

第十一章 法律家となるには

一、適性

1、精神的方面

(イ) 頭腦明晰研究心深く事物に對して判斷を誤らざること

- (ロ) 言語明瞭、推理適確、辯舌に秀で意見の發表に晦澁を感じざること
- (ハ) 正義の觀念を有し利慾に迷はずして事件に對して高處大處より判斷し得る人たるべきこと

2、身體的方面
身體強健にして特に著しき疾患無きもの

二、社會の趨勢

法治國民として法律に關する相當の研究と理解の必要なるは論を俟たず、その國家の官吏たるものは法官としての權威の嚴然たるのみならずその地位の安固なること遠く他の職業の及ばざる所なり、その自家營業(辯護士)に於ける場合にありても本人の努力により決して他の職業に遜色なし

三、家庭の狀況

特別の必要條件は無きも自由に任地に赴き又は營業所に移轉し得る狀況にあるものたること

四、選擇すべき學校系統

- 1、中學校卒業後、高等學校、大學を経て應試の上司法官(判檢事)辯護士になるもの
附 東京府立一中——一高——東大の系統は官界進出の理想系統と言はれてゐる
 - 2、高等學校を経て直ちに高等試験本試験に應ずるもの
 - 3、中學校卒業後家庭に於て又は實務に就きたる傍勉學力行して高等試験に應ずるもの(中學卒業者は豫備試験に應ずる資格あり)
- 右の内都會に於て餘暇を利用して修學せんとする人の爲には東京では中央大學專門部法科、明治大學、日本大學、法政大學の同部 京都では立命館大學專門部法科、大阪では關西大學專門部

法科等に學び修業年限三ヶ年の夜學(午後六時より九時まで)に學んで高等試験に應ずる方法もある

五、必要なる考試

- 1、判、檢事、辯護士となるには
別紙の通り
- 2、裁判所書記となるには

六、學資金

就職の傍ら勉學する場合は特別とし正式に高等學校大學を経由するものとするれば
 高等學校三ヶ年 一ヶ年約四五〇圓として一三五〇圓
 大學法科三ヶ年 一ヶ年約六〇〇圓として一八〇〇圓
 計三一五〇圓

七、就職方面

判、檢事となり國家の官吏として進むか又は辯護士を開業する等本人の自由なり

八、社會進出後の狀況

二項に述べたる通り

九、育英資金の方面

學資自辨の道無きものは香川縣育英會等を利用し學資を借用する等あり
 判事、檢事となる道程

無試験にて判検事となり得る者

- 一、帝國大學法科教授
- 二、辯護士

但何れも三年以上教授又は辯護士たる者

試験により判、検事となる者

第一、豫備試験

受檢資格

- 一、中學校卒業者
- 二、之と同等以上の學力ありとして檢定試験に合格したる者

受檢科目

- 一、外國語 但し 英、佛、獨の内一科目
- 二、論文

第二、豫備試験を要せざるもの

- 一、高等學校卒業者
- 二、成規の大學豫科卒業者
- 三、特に右と同等以上の學力ありと檢定試験に合格したるもの

第三、本試験（筆記及び口述）

筆記試験

受檢資格

右第一、第二、の何れかにより資格ある者

試験科目（七科目）

必須科目

「憲法」「民法」「商法」「刑法」「訴訟法」（但し民事又は刑事の一方）

撰擇科目 左記の内二科目

哲學概論、倫理學、論理學、心理學、社會學、國際公法、國際私法、國史、
國語及び漢文、行政法、破産法、訴訟法、經濟學、社會政策、刑事政策

口述試験

受檢資格

右筆記試験に合格したるもの但し筆記試験に合格したる科目は翌年一ケ年に限り有効とす

試験科目

筆記により受檢したる科目の内三科目（但し三科の内民法又は刑法は必須科目とす）
第四、右筆記及口述試験に合格したるものは司法官試補又は辯護士試補となる資格あり

但し辯護士試補制度は昭和十一年度より實施す

司法官試補 右資格者より採用す

一、修習年限 一ケ年半經過の上は

第五、判事、検事、本官、豫備判事又は豫備検事中より採用する
但し司法部内の都合により豫備試験す直ちに判事検事に任用せらるゝ特例なきにあらざるも
其の例稀である

備考 高等試験令により試験は

一、行政科 二、外交科 三、司法科の三種類がある

(一)は行政官を (二)は外交官吏を (三)は判検事辯護士も採用する、司法科に
合格すれば司法官に進むと辯護士に進むと本人の自由である
以上

第十二章 醫師となるには

一、適性

1、精神的方面

(1) 人に對して親切丁寧にして最も沈着なるを要する何となれば若し危急の場合に臨んで少し
にても周章するが如きことあらんか時に或は診断を誤り投薬を爲損うて爲に助るべき人命
をも遂に失ふに至るが如きことを見るのである

(2) 大膽でなくてはならない、何となれば時に或は恐るべき傳染病に接することあるべく或は
惡臭鼻持ちならぬやうな場合もあるべく或は又慘しく全く常人の正視する能はざる如き事

もあるのであるから氣の弱いやうな者では醫者はつとまらない

(3) 他の職業と異り時間を定めず真夜中にも依頼を受けることある故尻の重い人間は適任で
ない

2、身體的方面

如何なる職業に従事するにしても身體の強健なることは必要であるが特に醫者は病人相手の商賣
故自身は非常に健康でなくてはつとまらない尤も軍人等の如く強て身長の大なることや肥滿せる
ことは必要ではないが兎に角内臓器管は強健なるを要する

二、社會の趨勢

今日都市に於ては相當醫者は充實して居るが郡部に至つてはまだ大いに醫師不足を感じて居る尤
も都市とても眞に信用し患者を一任するに足る名醫は餘り多くはない將來大いに有望の職業と言へよ

三、家庭の狀況

長男次男何れにても適不適はないが兎に角同じ大學教育を修むるにも他の科と比し年限も長く特別に
多額の學費を要する故一般としてその方面に相當餘裕ある家庭なることが必要である

四、撰擇すべき學校系統

- 1、中學校四年修了又は卒業後高等學校理科に入學し獨逸語を第一外國語とする部を修了し帝國大學
醫學部に入學するか又は官立單科の醫科大學に入學する
- 2 直に公私立醫科大學豫科に入學し續いて本科に進む

3、或は官立私立醫學專門學校に入學する
帝國大學にして醫科のあるものは東京、京都、九州、北海道、大阪、東北、である

學 校 名	所 在 地	修 業 年 限	備 考
立私 滿洲醫科大學	奉天	學豫部科 四年	
立私 東京慈惠會醫科大學	東京	學豫部科 四年	無試験入學生なし 實習費年額十五圓を要す
立私 慶大醫學部	東京	學豫部科 四年	豫科二年と三年は年五圓大學部は十圓の試験費を要す
立公 京都醫大	京都市	學豫部科 四年	
立官 名古屋醫大	名古屋市	四年	
立官 熊本醫大	熊本市	四年	
立官 長崎醫大	長崎市	四年	
立官 金澤醫大	金澤市	四年	
立官 岡山醫大	岡山市	四年	
立官 新潟醫大	新潟市	四年	

五、醫師法（昭和八年四月改正）——必要なる考試（抜粹）

立私 日本醫科大學	東京	學豫部科 四年	研究科あり
立官 京城醫專	京城	特本科 四年	無試験開業 特科は舊高等普通學校卒業生
立官 臺北醫專	臺北	四年	無試験開業 昭和八年度より專門學校となる
立公 大邱醫專	大邱	四年	
立公 平壤醫專	平壤	四年	無試験開業 實習費二〇圓
立私 東京醫專	東京	四年	
立私 日本大學專門部醫科	東京	五年	
立私 大阪高等醫專	大阪	五年	
立私 昭和醫專	東京	四年	
立私 九州醫專	久留米	四年	
立私 岩手醫專	盛岡	四年	
立私 セブランス聯合醫專	京城	四年	

第一條

醫師タラントスル者ハ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一、大學令ニ依ル大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者又ハ官立、公立若クハ文部大臣ノ指定シタル私立醫學專門學校醫學科ヲ卒業シタル者

二、醫師試験ニ合格シタル者

三、外國醫學ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ醫師免許ヲ得タル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者

醫師試験ハ中學校若クハ修業年限四ヶ年以上ノ高等女學校ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ醫學專門學校ヲ卒業シ若クハ外國醫學校ニ於テ四ヶ年以上ノ醫學課程ヲ修了シタル者ニ非サレハ之ヲ受クコトヲ得ス

第二條

左ニ掲クル者ハ免許ヲ受クルコトヲ得ス

一、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

第三條

二、未成年者、禁治産者、準禁治産者、精神病者、聾者、啞者、盲者

第四條

六年未滿ノ懲役若クハ禁錮ニ處セラレタル者又醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ニハ免許ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第十一條

内務省ニ醫籍ヲ備ヘ醫師免許ニ關スル事項ヲ登錄ス登錄スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第一條

免許ヲ受ケスシテ醫業ヲナシタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者醫師又ハ之ニ類スル名稱ヲ僭稱シタルモノナルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス而シテソノ醫師法施行規則ニ次ノ通りアリ
醫師免許ヲ受ケントスル者ハ醫法第一條第一項規定ノ資格並ニ住所、氏名ヲ記載シタル申請書

第四條

ニ戶籍謄本又ハ戶籍抄本ヲ添ヘ住所ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ提出スヘシ
内務大臣ハ免許ヲ與フル時ハ醫籍ニ登錄シ醫師免許証ヲ下附ス

醫師免許証ヲ毀損シ又ハ亡失シタル時ハ其ノ事由ヲ具シ毀損ノ場合ニ於テハ其ノ免許証ヲ添ヘ三十日以内ニ住所ノ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ再下附ヲ申請スヘシ
前項ノ規定ニ依リ免許証ノ再下附ヲ申請スル者ハ手数料金五圓ヲ納付スヘシ

醫師 試驗 規則

第一條

醫師試験ハ毎年一回東京市ニ於テ之ヲ行フ

第二條

試驗期日ハ内務大臣之ヲ告示ス
試驗ハ左ノ二部ニ分チ之ヲ行フ

第一部

解剖學(組織學ヲ含ム)

生理學

病理學(病理解剖學法醫學ヲ含ム)

藥物學

術學 細菌學

第二部

外科學(耳鼻咽喉學及ヒ皮膚病學、微毒學ヲ含ム)

内科學(小兒科學及ヒ精神病學ヲ含ム)

眼科學
產科學、婦人科學

臨床試驗

臨床試驗ハ外科學、內科學、產科學及ヒ眼科學ニ就キ之ヲ行フ 但シ產科學眼科學ニ關シテハ

受験人ヲシテ抽籤セシメ其ノ中ノ一科ニ就キ受験セシム

第二條ノ二 第一部試驗ニ合格シタル者ニアラサレハ第二部試驗ヲ受クルコトヲ得ス

第三條 第一部試驗及ヒ第二部試驗ハ分チ之ヲ受クルコトヲ得

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ試驗ヲ受クルコトヲ得ス

一、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者 但シ復權ニ依リ醫師ノ免許ヲ受クルノ資格ヲ回復シタル者ハ此ノ限りニ在ラス

二、聾者、啞者及ヒ盲者

第六條 六年未滿ノ懲役者ハ禁錮ニ處セラレタル者又ハ醫事ニ關シ罰金ニ處セラレタル者ハ試驗ヲ受クルコトヲ許ササルコトアルヘシ

第七條 試驗ヲ受ケントスル者ハ受験願書(第一號書式)ニ左ノ書類ヲ添ヘ毎年十二月中ニ内務大臣ニ提出スヘシ

一、履歷書(第二號書式)

二、身分ニ關スル本籍地市區町村長又ハ之ニ準スヘキ者ノ証明書(第三號書式)

三、醫師法第一條第二項ノ要件ニ關スル當該醫學校長ノ証明書

四、寫眞

第八條 試驗ヲ出願スル者ハ手数料トシテ金拾五圓(第一試驗ト第二部試驗トヲ分チテ出願スル者ハ各拾圓)ヲ納付スヘシ

第一號書式(用紙美濃紙)

醫師試驗願

收入
印紙

本籍
居所
族稱

氏名

生年 月 日

氏名

私儀醫師試驗相受度履歷書身分其他ノ証明書及寫眞相添ヘ此段相願候也

年 月 日

内務大臣宛

第二號書式

履歷書

一何年何月何中學校(高等女學校)ニ入學何年何月卒業

一何年何月何醫學專門學校(外國醫學校)ニ入學何年何月卒業

右之通相違無之候也

年 月 日

右

氏

名 ㊦

八〇

第三號書式

身分証明書

氏

名

一府縣市區町村番地華士族平民

戸主(何某何男女兄弟等)

一年月日生

一醫師試験規則第五條又ハ第六條ニ該當スルコトノ有無(第六條ニ就テハ罪名及ヒ處罰ノ程度ヲ記載スヘシ)

一元何某年月日改氏名

右證明候也

年 月 日

府縣市區町村長 氏

名 ㊦

六、學資金

(一) 地方高等學校で一ケ年四百五十圓内外卒業迄三ケ年に千四百圓と見てよからう 帝大醫科が儉約して一ケ月六十圓内外一ケ年七百圓卒業迄四ケ年で約三千圓計四千四百圓を要する

(二) 公私立醫科大學の豫科から本科へと進むと前より少し多く學資を要しよう豫科が一ケ月五十圓で一ケ年六百圓三ケ年で千八百圓大學部が三千圓として計四千八百圓位は入用である

(三) 官公立醫專か一ケ月六十圓と見て一ケ年七百圓卒業迄四ケ年で二千八百圓である

(四) 私立醫專は寄附等で意外に多くの學資金を先づ三千圓から四千圓位を要するそうである
陸海軍の委託學生となれば就職難絶無にして而も月額六〇圓宛を支給される故極めて僅かの學資否殆ど自辨を要せずして大學を卒業し得べく眞に秀才貪學生にとつてのバトロンである
尤もその委託學生となるには帝大醫學部官公立大學醫科の學生にして相當競争激烈なる試験にパスしなくてはならない

七、就職方面及び社會進出後の狀況

醫師は多くは自ら開業するかサラリーマンとして就職する方面は次の如くである

- 1、帝大醫學部醫大、醫專の教員、陸海軍々醫、公立私立病院勤務等がある
又自家開業しつゝ官衙學校等の公醫となり或は會社專醫となるやら十半サラリーマンもある
- 2、陸軍々醫、海軍々醫となると要習軍醫を勤めた後大學出身の醫學士は直に中尉階級の二等軍醫、軍醫中尉となり醫專出身者が少尉相當官となり漸次累進して中將相當官迄進級し得る道が開けて居る 自家開業の資金に乏しい者に取りては最も良き進路である
- 3、公私立病院勤務者の収入は他の官吏等に比し比較にならぬ程良いと聞いて居る
- 4、元來醫師は自己の腕次第で中には大繁昌を來し實に莫大の収入を納めつゝある者もある

第十三章 歯科醫師となるには

一、適性

1、精神的方面

歯科醫師たらんとする者は職業の性質上科學的才能を持ち手先きの器用なことが最も必要であるが開業醫を志す者には更に患者に接する點から見て親切丁寧なる性質、同情心を持ち、人々に好感を與へるやうな性格を持つ者が適當してゐる

2、身體的方面

強健なる身體を持つことは歯科醫師に於ても極めて必要なる。要素である虛弱なる身體にては、學業を十分に修めること困難にて、歯科醫開業後に於ても社會の信用を得ることも極めて困難である。身體の大小といふことは大きな影響はないから、強健な身體の所有者であれば差つかへない。

二、社會の趨勢

我國に於ては歯科醫師養成機關は普通醫師養成機關に比し、その發達に於て後れてゐる憾がある故に歯科醫學の發達は今後にも見るべきものがあると思へる。従つて此の方面の開拓に志して國家社會の爲貢獻することも出来るであらう。各地方に於ける歯科醫師も近來大いに發達普及してゐるが社會の進歩と共に口腔衛生も重んぜられる傾向があるから今後にも相當有望である、且つ資金さへあれば自分の思ふ所に於て開業出来るから就職難が少ないわけである

三、家庭の情况

醫師、歯科醫師の家庭に生れた子弟は、總ての點に於て最も有利であるが一般の家庭に於ても充分の學資負擔に耐へるもの、又は理解ある後援者を有する子弟は都合が好い。歯科醫となるには修業、開業共に多額の費用を要するから、此點充分の用意があれば、本人の才能及び努力によつて成功するものにて、其の他の家庭の事情は何等支障を生じない。又學資不充分の者にては、殖民地に於て開業試験に合格の上歯科醫師の資格を得る方法もある

四、選擇すべき學校系統

日本内地に於て歯科醫師となるには、中學校の卒業者又は之と同等以上の學力を有するものにて修業年限三ヶ年以上の歯科醫學校を卒し、更に文部省歯科醫師試験に合格するか、文部大臣の指定したる歯科醫專門學校を卒業するか、又は外國の歯科醫學校を卒業し、若しくは外國に於て歯科醫師免許を得たる者にて、命令の規定に該當する者でなくてはならぬ。従つて文部大臣の指定したる歯科醫專門學校を卒業するのが最も確實安全なる方法である。その入學資格は中學校を卒業するか又は之と同等以上の學力を有するものでなければならぬ

文部大臣の指定したる歯科醫專門學校は左の通りである

官立東京高等齒科醫學校

修業年限四ヶ年

私立東京齒科醫專門學校

全右

私立日本齒科醫專門學校

全右

財團法人大阪齒科醫專門學校

全右

日本大學專門部齒科 全右
 九州齒科醫學專門學校 全右
 京城齒科醫學專門學校 全右

朝鮮にては特に學校卒業生以外に五ヶ年以上齒科醫術を修めた者は齒科醫師試驗を受けることが出来る

五、必要なる考試

齒科醫師たらんと志望するものにて文部大臣指定の齒科醫學專門學校を卒業した者以外は文部省齒科醫師試驗に合格しなければならぬ。齒科醫師試驗を受ける資格を有する者は前項に述べた通りである

六、學資金

齒科醫學專門學校を卒業するまでに要する學資金は大略左の通りである（日本齒科醫專に依る）

- 1、授業料 一ヶ年 金貳百圓 四ヶ年計 金八百圓
- 2、學生會費一ヶ年 金拾五圓 四ヶ年計 金六拾圓
- 3、器械、器具、書籍費 四ヶ年計 約四百五拾圓
- 4、食費住居費 月三十圓として 四ヶ年計 金千四百四拾圓
- 合計 貳千七百五拾圓

右の外齒科醫師開業につき千五百圓内外の費用を要する見込である。其の他の方面にては其の事情に依り學資金開業資金は一定しない

七、就職方面

小數の者は齒科醫學の蘊奥を極え齒科醫學學校の教授となり教育に従事してゐるが大部分は各地に於て齒科醫を開業してゐる。又本人の事情に依り開業を望まない者にて大會社等の病院に勤めるとか、又は他の齒科醫師の許に雇はれてゐる者もあるが多く適當の機會に獨立開業してゐるやうである

八、社會進出後の狀況

學者として大成する者もあり開業醫師として名聲を博す者もある。齒科開業迄は自己の力に依ることが多いから、就職難とかいふことは少ないが、土地の情況、經營方針、手腕等により非常な懸隔を生ずるのは止むを得ないだらう。世人の自覺と共に齒科醫師の使命も重大となつてゆくから、齒科醫養成機關の進歩發達と共に齒科醫師の地位も次第に向上してゆくと思はれる

九、育英資金方面

特に齒科醫師養成の爲め、學資補助の機關はないが學校によりては極めて小數の特待生を選び授業料を免除することがある

第十四章 獸醫となるには

一、獸醫師法（抜粹）

第一條 獸醫師タラムトスル者ハ農林大臣ノ免許ヲ受ケ獸醫師名簿ニ登録ヲ受クヘシ
 獸醫師ノ免許ヲ受クルニハ左ノ各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

- 一、大學令ニ依ル大學ニ於テ獸醫學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者、東京帝國大學農學部獸醫學實科ヲ卒業シタル者又ハ官公立ノ專門學校若クハ文部大臣カ之ト同等以上ト認メ指定シタル學校ニ於テ獸醫學ヲ修メ之ヲ卒業シタル者
- 二、獸醫師試験ニ合格シタル者
- 三、外國ノ獸醫學校ヲ卒業シ外國ニ於テ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者

第一項ノ登録及ヒ前項第二項ノ獸醫師試験ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條

農林大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ獸醫師ノ免許ヲナスコトヲ得ス

- 一、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 二、未成年者禁治産者又ハ準禁治産者
- 三、精神病者、聾者、啞者又ハ盲者

第三條

農林大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ獸醫師ノ免許ヲナササルコトヲ得

第四條

獸醫師ニ非サレハ家畜ノ疾病ニ關スル診察又ハ治療ヲ業務トナスコトヲ得ス
前項ノ家畜ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
更ニ獸醫師法施行規則ニ次ノ如クアル

第一條

獸醫師ノ免許及登録ヲ受ケムトスル者ハ獸醫師法第一條第二項ノ資格資格ヲ取得シタル年月及

ヒ住所氏名ヲ記載シタル申請書ニ戶籍謄本又ハ抄本ヲ添ヘ之ヲ農林大臣ニ提出スヘシ

第四條

農林大臣免許ヲナシ獸醫師名簿ニ登録シタルトキハ獸醫師免許証ヲ下附ス
免許証ヲ毀損又ハ亡失シタルトキハ其事由ヲ具シ毀損ノ場合ニ於テハ其ノ免許証ヲ添ヘ三十日以内ニ農林大臣ニ再下附ヲ申請スヘシ
前項ノ規定ニ依リ免許証ノ再下附ヲ申請スル者ハ手数料五十錢ヲ納付スヘシ

- 二、選擇すべき學校系統
- 獸醫師となるべき學校は何れも中學校卒業後直に入學し得る學校のみである

學 校	所在地	修業年限	備 考
東京帝國大學農學部 獸醫學部	東京	三年	陸軍獸醫希望者は陸軍委託生を命じ月三十圓を支給せられる制度あり
盛岡高農(獸醫科)	盛岡	三年	
私立東京高等獸醫學校	東京	三年	無試験獸醫開業

三、學資金

盛岡高農で一ケ年四百五拾八圓三ケ年に千三百八十圓位は要する、東京高等獸醫や東京帝大農學部獸醫學部資料はそれより稍多く一ケ年先づ五百五十圓卒業迄に千六百五圓は要しよう

四、就職方面

獸醫師の自家開業もないではないが極めて少く多くはサラリーマンとして就職する各獸醫學校の教員

陸軍獸醫、府縣畜産組合の技術員等となる
陸軍獸醫は少尉相當の三等獸醫を最下級として漸次累進して中將相當級の獸醫總監迄進級し得る道が開けてゐる

第十五章 薬剤師となるには

一、適性

- 1、精神的方面 繊細なる神経の所有者たる事
- 2、身體的方面 餘り強壯ならざる者にも可なるか如く見ゆれ共學校に於ける實習に相當の無理あるものゝ如く之に耐へ得る程の身體の所有者なる事（尙法令に規定あり）

二、社會の趨勢

將來の何時の日かに於て醫藥分業の事はるゝ際に於ては多少有望なる職業なれ共目下の所開業者已に多く新しく開業するには資本的に精神的に相當の忍耐を必要とすべし

三、家庭の狀況

若し將來に於て開業するとせば、家庭生活との關係等、長男向きの職業と思はる（但し兼業は法令上不可につき此の場合生家は無職なる事）

四、選擇すべき學校系統

大學令に依る大學に於て藥學を修め、學士と稱する事を得る學校

官立、公立の藥學專門學校

- 醫科大學附屬藥學專門部、醫學專門學校藥學科
- 文部大臣に於て之と同等以上と認め指定したる學校
- 東京帝大の藥學部、富山藥專、千葉醫大藥學科
- 金澤醫大藥學科、京都藥專、大阪藥專、岐阜藥專、熊本藥專、長崎醫大藥學科等々
- 五、必要なる考試、第四項の學校に於て行はるゝ其れが是に該當するものである
- 六、學資金、普通の藥專に於て大體次の如し
 - 1、授業料 年額 一五〇圓
 - 2、校友會 年額 一五圓
 - 3、實驗費 年額 約一〇圓
 - 4、其の他入學料プリント代等 約年一〇圓
 - 5、教科書 約年三〇圓（参考書は別）
 - 6、生活費 小遣等に月 約三〇圓

閉業費、遣り方にも因るが、二千圓位も出せば小さい店位出来るだらうと思ふ（陳列窓、廣告的裝飾等は其々の方面より無償又は安償にて入手出来る様である）

七、就職方面

製藥會社、人絹會社、其の他化學工業に關する會社、病院、府縣市等の衛生課、個人の藥局、陸海軍方面、中等學校教員（但し免許狀獲得の事）

八、社會進出後の狀況

武田長兵衛氏の如く所得税年額二、三十萬圓も納付する人もあり、三十圓位のサラリーにて勤めてゐる人もあり、色々であるが學歷等より、社會一般人よりは相當の尊敬を受け財政的にも普通の生活は大體可能の如く思はる

九、育英資金

1、各藥學專門學校に於て規定の點數、家庭の狀況等に該當せる者には所謂特待生として扱もあるものゝ如し（例京都藥專）

2、陸軍委託生、在學校長の許下を得て規定の手續をなし、出願し合格したる者は委託生となり得る委託生は月額六拾圓を給さる、卒業後終身陸軍藥劑官として服務するの義務あり尙在學中も暑中休暇の半分は學校所在地管轄の聯隊に服務するを要す

2、香川縣育英會、鎌田何々會等あり、規定に該當する者は學費を貸與される事あるべし

藥劑師法（大正十四年四月十四日 法律第四十四號）

第二條

藥劑師タラントスル者ハ内務大臣ノ免許ヲ受ケ藥劑師名簿ニ登錄ヲ受クルヘシ
前項ノ免許ヲ受クルニハ左ノ各號ノ一ニ該當スル資格ヲ有スルコトヲ要ス

一、大學令ニ依ル大學ニ於テ藥學ヲ修メ學士ト稱スルコトヲ得ル者ノ官立公立ノ藥學專門學校
醫科大學附屬藥學專門部若クハ醫學專門學校藥學科ヲ卒業シタル者又ハ文部大臣ニ於テ之
ト同等以上ト認メ指定シタル學校ヲ卒業シタル者

二、藥劑師試験ニ合格シタル者

三、外國ノ藥學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ藥劑師ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スルモノ

第三條

内務大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ藥劑師ノ免許ヲ爲スコトヲ得ス
一、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二、未成年者、禁治産者又ハ準禁治産者

三、精神病者、癡癩者又ハ盲者

第四條

内務大臣ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ藥劑師ノ許ヲ爲ササル事ヲ得
一、六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者
二、藥事ニ關シ罰金ノ刑ニ處セラレ又ハ不正ノ行爲アリタル者

外條文略

附 則（必要ナル點ノミヲ記シマス）

本法ノ適用ニ付テハ帝國大學醫科大學藥學科ヲ卒業シタル者ハ大學令ニ依ル大學ニ於テ藥學ヲ修メ學士ト稱スル事ヲ得ル者

高等中學校醫學部藥學科又ハ高等學校醫學部藥學科ヲ卒業シタル者ハ官立藥學專門學校ヲ卒業シタル者ト看做ス

藥劑師法施行規則（大正十五年三月十八日內務省令第六號）

第一條 藥劑師ノ免許及ヒ登錄ヲ受ケムトスル者ハ藥劑師法第二條第二項ノ資格、資格ヲ取得シタル年

月及ヒ住所氏名ヲ記載シタル申請書ニ戶籍抄本ヲ添ヘ住所地ノ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ倣フ）ヲ經由シ之ヲ内務大臣ニ提出スヘシ
内務大臣免許ヲ爲シ藥劑師名簿ニ登録シタルトキハ藥劑師免許証ヲ下付ス規定ノ學校ヲ終ヘ藥劑師免許下附願ノ様式左ノ如シ

藥劑師免許證下附申請書（用紙美濃紙）

原籍.....
現住所.....
族籍.....

氏名

生年月日

私儀何年何月何日何々學校（.....科）卒業仕リ候ニ付テ藥劑師免許證下附被下度關係書類相添此ノ段申請ニ及ヒ候也

年 月 日

氏 名 ④

内務大臣.....殿

（此ノ申請書ニハ拾貳圓ノ收入印紙が必要、但シ消印スベカラズ）

前述ノ關係書類左ノ如シ

- 學 籍 抄 本
- 身 分 証 明 書
- 診 斷 書
- 卒 業 證 書 寫
- 藥劑師法第三條、第四條ノ件（役場ニテ）
- 藥劑師法第三條、第三項ノ件（一醫者ニ）

第十六章 體育家となるには

一、適性

- 1、精神的方面 質實剛健
 - 2、身體的方面 頑強、運動神經の發達者
- 一言にして表せば少くとも體育を好む者であつて或程度までの運動に耐へ得るだけの體力の基礎を持つて居る事である
- 精神身體共に體育を通じて訓練する事が出來得るのであり體育の目的でもある
- 即ち今述べる所は武道を除く一般體育を意味する職業者に就てである

二、社會の趨勢

現今我が國の體育は局限されて學校體育が主となつて外國の其れの如く一般體育にまで普及して居ない

或種の種目に於ては有閑人の遊び事かの如く考へられる様な物もある

又或部分に於ては職樣的に範圍を限つて實施されて居る様な種目もある様に體育本來の目的に到達して居らない様な状態に在る

若し我が國の體育が外國の如く一般的體育となつて徹底したなれば體育指導者は猛烈に要求されるであらう。だが現下の状態に在りては望みも少ないと言はねばならない

三、家庭の状況

學校體育指導者となれば一般教員と同じく家を留守にする長男は不適ではなからうか勿論考へ様にも依る事ではあるけれども、體育志願者の變り種として筆者と同期生に左記の様な者も在ったから何かの参考までに書いて見ませう

肺病に犯されて非常に衰弱して後者からも到底全治の見込は無からうと言はれた者がどうせ駄目なれば思ふ様に積極療法をと思つて筆者と同じ學校に同期に入學して勿論入學當時はどんな身體だつたかは充分知りませんが、卒業前に本人から聞いた事で、普通の人間でさへ逃げて歸る様な學校で最後まで頑張り卒業時には非常に立派な身體となつて醫者からも大丈夫と言はれて卒業した人が在りました又經濟的に恵まれた家庭の一人息子で在つて身體が虚弱なので健康體を望んで職業と言ふ事は意識せず立派な體格になつて卒業した人もありました

勿論兩者共に何處かで體育指導者となつて健在にやつて居る事と思ひます

四、選擇すべき學校系統

現在我が國には二つしかありません

一は東京高師體育科

一は日本體育會體操學校

東京高師體育科に付て (東京市小石川區大塚窪町)

體育科 (甲組と言ふ)

入學資格 各科入學資格と同様

出身學校長の推薦又は資格證明書添付

募集人員 約三〇名

試験科目 國、英、數(算、代、幾何)體操

試験場 東京高師に限る

學資及び義務年限各科同様

日本體育會體操學校(私立) 東京市品川區大井北濱川町

修業年限 二ケ年

入學資格 中等學校卒業者及び同資格者

募集人員 三〇〇名

入學法 無試験入學

特典 中等教員無試験檢定を受くる資格あり(卒業後學校より文部省に申請し成績優秀者に資格を與へらる 普通にやつて居れば免許狀は與へられるものと見てよ

す)

五、學資金

一、東京高師體育科 一ケ月五拾圓として内二十圓補助支給される

一ケ月三十圓として四ケ年で約一五〇〇圓見當

二、日本體育會體操學校

二ケ年約一〇〇〇圓

六、就職方面

節約すれば一ヶ月三五圓で大丈夫、八〇〇圓で卒業出来よう

兩者共に就職は學校當局がしてくれるが人數の關係上高師の方が確實でせう
體操學校の方は人數が多いから學校の世話では何時巡つて来るか分らないから自分で活動の必要があ
る兩者共に學校關係ばかりに就職します

七、社會進出後の狀況

兩者共に同資格者であり優秀なる者は各府縣に於ける府縣體育運動主事として縣廳に或は高等學校に
て就任する事が出来る。然し職掌柄他に比して職業的生命が短いのではないかと考へられる
固定したる職業的存在ではなくとも一流選手ともなればコーチヤーとして相當の収益を上げる事が出
来る。普通日本の一流選手であれば一日一〇圓——二〇圓見當の手當を得
一般的に考へても一日最低五圓位を普通として居ります。勿論特別交際に依つてコーチヤーとして招
かれての事である。然し職業的には安定したるものではない

第十七章 武道家となるには

一、適性

精神方面 品行方正にして沈着且つ意忍強固忍耐力強きもの

身體方面 體強健にして動作敏活鍛錬に堪へ得るもの猶總じて運動神經の發達せるものを最適と
す

二、近時尙武の精神普及の際につき指導に最も時宜に適したるものと思ふ

三、選擇すべき學校系統

武道家養成の學校

- 1、武道専門學校
- 2、高等師範學校體育科
- 3、國士館
- 4、適當なる師範につき又武徳會支部を利用修業するもの

右學校受験の場合の試験科目

四、必要なる考試 國、英、數、地、歴、博、物、化

武道史及び武道實力試験

學資金 武道専門學校 二年 約千圓

高師體育科 四年 約二千圓

五、成業迄に要する經費 國士館體育科 四年 約二千圓

六、右各學校共に卒業に際して無試験檢定により中等教員の資格を授與せらる

七、社會進出後の狀況

初任級 武道教師として 八〇圓位

學科方面にて 四、五十圓位

第十八章 美術家となるには

一、適性

1、精神的方面 思想温健、美的情操の發達、何よりも美術を愛する者

2、身體的方面 身體健全、五感覺殊に視覺、觸覺の敏感なる者

二、社會の趨勢

造形藝術(美術)も亦一般文化、學藝の一分野であつて一國の政治、經濟、軍備の發達と一致する、國民文化の發刺として興隆せる時代には藝術、美術も隆盛を極める。其は平和な時に於ても非常時に於ても……我國は古來美術の盛んな國であつて、東洋文化の粹は極東日本にその縮圖を見る殊に明治時代より美術は特に國家の庇護を受け、帝國美術院は文部省に直屬し、其他帝室技藝院、帝室博物館等宮内省直屬の美術施設さへある

他の文學、演劇等の藝術よりも大衆性云々の點等に於て問題になるも、美術家の前途は洋々たるものがある

三、家庭の狀況

美術家は其の學習時代から成業期にかけても、殊に苦難の道を歩まねばならぬ、勇猛邁進の意氣と身體の健康が必要である、特に物質的に恵まれず、學資金は相當に要する故、家庭的に餘り重大な責任を有する者は避けた方がよいと思ふ

四、選擇すべき學校系統

東京美術學校 (官立)

帝國美術學校 (私立)

京都繪畫專門學校 (公立)

五、學資金(成業迄に要する經費)

授業料、下宿代、研究費等一切にて年額五六百圓
各府縣寄宿舎等に宿泊したりして儉約すれば今少し少額にて足らん

六、必要なる考試

帝國美術院、展覽會(略稱帝展)——官設

二科會美術展覽會、日本美術院展覽會等の私設展覽會を主なるものとする

七、就職の方面

一般に純粹美術家(畫家、彫刻家)は就職に於て不利なり、官、公私立學校の教授、教師以外は皆内職なり

應用美術家(建築家、工藝家)は就職率よし

建築家 (工業建築家)

建築家 (美術建築家)

官廳若くは建築事務所等に入る者多し

商工省、府、縣、市廳。土木建築課、都市計畫、公園課等の仕事等、建築事務所——建築設計、製圖代書

圖案家 漆工家
 鑄造家 染織工藝家
 工藝家 彫金家 製陶家
 鍛金家 木工藝家 其他

圖案家は其の就職方面最も多く、デパート、映画、レコード、會社の宣傳部、其他劇場の背景、舞臺装置、各商店、會社の裝飾、廣告圖案、書籍、雜誌の挿畫、裝飾、裝釘、商工省其他官廳の仕事等八、社會進出後の狀況

美術家は此れを一定の職業として概括する事が出来ぬから社會進出後の狀況も亦種々なり

帝室技藝院、帝國美術院會員、美術學校教授、講師、帝國美術院展覽會委員、中等學校圖畫科教師等は概ね官學若くは官學派の人々であつて、官公吏なるが故に一般のそれに準ず

普通的一般純粹美術家、應用美術家は其の生活も種々にて収入も一定せず

九、育英資金方面

本縣に録田共勵會(財團法人)あるよしなれど詳にせず

第十九章 實業家となるには

序説

世上所謂實業家なる語は、常識的に用ひらるゝ凡ての語と同じく、意味が甚だ曖昧で、會社、銀行

の重役、大商人、工場主等の企業家は勿論、支配人其他の高級使用人迄も含んで使はれてゐる。然し乍ら一口に商業と云ふも、卸賣商、問屋、小賣商、貿易商の如き賣買業は勿論、金融業、倉庫業、保険業、運送業等の補助産業に到る迄殆ど枚舉に遑なき有様である。其の各々に就て、之を志す者の爲に細説する事は際限がないから、茲には之等の業務に携る者に就て總括的に共通性を採つて之を述べる事とする

而して會社員、銀行員等の使用人等は之を別項に譲り、茲には自己の名に於て、或は會社を代表して諸々の生産業或は商業を企劃經營する者、即ち企業家を志す者の爲に簡單なる指針を述べる事とする

一、適性及び修養の目標

1、精神的方面

イ、企業家たらんと志す者は

「物質の眞價を知り利用厚生の爲、それを發揮せしむる能力と想意とを自ら有するか、又は他人になさしむる能力を有する事」

總て物は諸種の性能を有してゐるが、此の性能の中人生の物質生活を豊富ならしむるものを發見して、それを活かして役立たしめる能力熱心を有する事は企業家として必須の條件である。直接生産業を起す者は勿論、商業に従事する者と雖も物に就ての此觀念なくしては成功覺束ない。此の點發明家の心事と共通するものであるが、發明家は發明、發見を目標とする者なるに反し、企業家は自ら、或は人の發明發見の結果を活用し善用して人生に貢獻する心組がなければならぬ

例之、現今纖維工業は綿花、蠶糸、麻糸の如き主として自然力を基とした原料を用ひる、綿糸紡績、製糸業、麻糸工業等より、木材パルプを原料としたる人工纖維を用ひるレーヨン人工羊毛等へ進み來つてゐるが、パルプは特定の木材のみでなく、木材一般更に我國に無盡藏である米麥の藁等よりも製て得る筈である。茲に着目してその採算の採れる製法を發見し又はせしめて、その工業を起すが如き之が一例である。

茲に於て企業家は自ら之に當ると、他人をして當らしむるとに依らず、博物學、物理化學等の自然科學の常識を有する事が肝要である。而して時勢は益々其素養の深き者を要求してゐるが如くである。

ロ、「社會狀勢の推移を洞察する明を有すると共に、人文地理に興味を有する事」

企業家たらんと志す者は人生の煩はしさを厭ふて隱遁を欲する心や、悟を裝ふて世俗に超然とするを快しとするが如き心は、微塵もあつてはならぬ。何處までも社會に興味を有し、その中に没入して之と共に生き、更に時代の趨勢を常に研究してその推移に遅るゝ事なく、能ふべんくんば其の先頭に立ちて物質生活の改善指導を企圖する位の概がなくてはならぬ。

例之、同じく履物商を始むるにしても生活様式の變遷を察し、下駄草履よりは、靴、運動靴、地下足袋等を商ふ方を探り、更に靴にしても、高價にして原料を自然力による事多き皮靴よりも大衆性ある合成靴を取扱ひ、その特長を世人に知らしめて、その利益に均霑せしむるが如き之である。

又貿易商を營み、或は輸出向商品を製造する企業家を志す者は人文地理に興味を有し、よく

各國民各地方の生活様式、人情、風俗、慣習等に通ずる必要がある。

例之、對支貿易に従事する者が龜の商標を用ひて失敗せるは、支那人が龜を最も厭忌する事を知らざりしに依るものである。又支那に於て鬼は人魂或は幽靈を意味する事を知れば、鬼足袋の如きは支那に不向である事が解る筈である。又對滿商品のポリエステルには、バックを附すべからざる事、色彩は赤黄を主として、澁きものを用ふるべからざる事等、皆人文地理的常識なくしては成功する能はざる事を物語つてゐる。

ハ、「奉仕の精神に富む事」

生産するも、賣買するも企業家は社會奉仕の精神を以て之に當らねばならぬ。自己の企業が國家社會と共に榮え、その發展に寄與する所が益々大なる様努むべき心を有たねばならぬ。徒に己利に捉はれて人を忘れ世を忘れてはならぬ。殊に國家を賣りて私利を營むが如き事は假令國法に抵觸する所なくとも嚴に慎まねばならぬ。

例へば、國家の將來を慮りて國內原料を用ひたるアルミニウムの製法を考究して、遂にその産業を起したる者と、上海事變の頃その用途を熟知し乍ら軍需品化する商品を某國に輸出して巨利を博さんとしたる者とを比較すれば、國と共に榮えんと志を有する企業家が、却て私利に於ても成功してゐる事が解るのである。

筆者の知人の商人が「これは新流行品で御座いますが、お値段の割に品質が落ちます。こちらは流行品ではありませんが値もお安く品質はお引受致します」と云つて殊更利益の少ない實用品を百姓らしい婦人に賣るのを目撃した事がある。彼は「買ふ人の立場で」と云ふ店

則を作つてゐる。自分の店に適當の品がないときは他店をすゝめ時には紹介さへもしてゐるとの事である。

其の品を使ふ人、買ふ人の心になつて生産し販賣する事は奉仕の念なくては不可能な事である。之、暫て新時代の商道であり、且つ利得自ら到る道でもある。

ニ、「不撓不屈の精神を有する事」

企業は出發より順調に進展するものは稀であつて、多くは屢々破局的難關に遭遇するものである。一度や二度の失敗に懲りて断念し、或は意氣沮喪して再起する能はざるが如き者は企業家としての資格なき者である。數學の問題を一問解くに一ヶ月近く掛つて遂に成功した者を知つてゐる。何回も失敗した揚句書物の初めからやり直したのである。之位の根氣と熱意を有たなければならぬ。

失敗は、萬全を期した自己の計畫にも認識の不足があつたか、或は不可抗力とも見える事故の發生の爲に來るものである。然し同じ原因による失敗は其次から避け得られる筈であり、夫れ丈失敗毎に失敗する可能性は減少して行く筈である。

ホ、「工夫心、研究心、反省心に富む事」

如何に不撓不屈の精神に富んでゐても、工夫心、反省心がなくては企業家として不適當である。必ず同じ失敗を何回も繰返すであらうから。小野道風の見た蛙は不撓不屈の精神のみで成功したが、若し彼が枝迄の高さと、自己の跳躍力とを考へて、成功の容易ならざる事を知り、柳の幹に攀ち登つて枝に達したとすれば、彼はより多く企業家の素質を有してゐた事に

なる

失敗したときに限らず順調に行つたとき、或は成功したときも、何故順調であるか、何故成功したか、順調を阻止する原因は發生しつゝありはしないか、より大なる成功を收める方法はないか等絶えず研究するが如き傾向を有する事が必要である。

「窮すれば通ず」と云ふ諺よりは「窮せざる中に通ぜよ」と云ふ方が企業家には大切である。綿糸紡績の經營者が綿糸の將來窮すべき時代の來るを見透して、人絹或はステープル、ファイバーに乗り出して、その基礎を益々堅固にして居る事と、製絲業者が「窮すれば通ず」を遵奉して、現今如何に窮して而も通じ難きかを見れば、何れが企業家として素質に優れてゐるかは判然たる所であらう。

ヘ、「積極的にして計畫力を有する事」

企業家は計畫の能力がなくてはならぬ。計畫心は希望によりて生じ、整理力によりて確實鞏固となる。希望は積極的性格によりて生じ、又強まる。只併し、希望のみ強くては其の計畫が杜撰となり放漫となる。整理力があつて確實なものとなる。整理力は習慣により養成する事が出来るが、又先天的に判智（材料を取捨選擇する力）の強い事も必要である。

ト、「實行力に富める事」

如何に立派なる計畫を樹てゝも、之れを實行に移す熱意と能力とがなくては畢竟、畫餅に歸する。

實行力の缺如は、怠惰か、憶病かに由來する。而して怠惰は身體的缺陷より來る事多く、憶

病は確信の不足から生ずる事が多い。だから、身體を強壯にし、研究心を旺盛にして完全なる計畫を樹立する事に努めば、先天的に實行力の弱い者も、之れを強くする事が出来る。チ、「統御の才に富める事」

企業は多かれ少かれ他人を使用するものであるから、彼等をして自己の欲する事を、欲する様になさしめ、不平不満なからしめて、統一、渾然たらしめる能力がなくてはならぬ。支離滅裂では成功する筈がない

此の才能の根幹は人格に存する。併し企業家に總て完全なる神の如き人格を望む事は不可能事である。それでこの統御の才に恵まれざる者の修養の方針を述べよう

1、使用人を愛する事。愛が第一要件である

人は己を愛する者の爲に死するものである。併しその愛が動物を愛するが如き自己中心であつてはならぬ。相手の人格を尊重すべきであつて可愛がるのでは不可ない。犬、猫を愛撫するが如き愛情は封建時代の遺物であつて、現代未來の企業家は之れに捉はれてはならぬ。近代労働者が所謂温情主義を排撃するは、一は唯物論的思想より來る所もあらうが、一つは人格を認めざる封建時代的、利己的、愛情を排斥するのである

2、使用人の性格を熟知し、その長を採り短を矯める事、知るは愛より生ずる、又愛は知るに よりて強めらる

使用人を先づ人間として愛し、更に彼等の性格を熟知し、その長所を活かし、短所は矯正

する様努むべきである。企業は自己のみならず、共同の力で進展して行くものであるから各人の長所を發揮せしめた場合と、それを殺して只、無暗に使つた場合とでは成否に雲泥の差を生ずる

3、使用人をして企業の經營に参畫せしむる事

自分のものと思つた場合と他人のものと思つた場合では力の入れ方がまるで違ふ。出來得る限り彼等を企業の經營に参畫せしめて、當然利益に均霑せしめ、その企業を我等のものと思はせる事が大切である

4、使用人の業務は之れを彼等に任せ、その失敗は引受けてやる事。勿論大局的目標は之れを指示しておく必要があるが、細部迄一々指揮、容喙するは、彼等をして責任を回避せしめ命令の範囲内でのみしか動かなくさせる。如何なる全人と雖も總てに通ずるは不可能であり始終使用人の全てに側にある事も不可能であるから、一々細部に干渉するは、全體の能率を高める所以でもなく、又信率される所以でもなく、或事には其れに長ずる特定の者を見込み彼に委せておけば遙かに好結果が得られるものである。「信頼を得てゐる」と云ふ自覺は平素の力量以上の事をなさしめるものである

だが、此場合も愛を基にしてゐなければならぬ。口先だけで「君でなければ……」等と云つても、それが只人を使ふ手であるときは何時かは現はれて、心服を得る事が出來ぬ。由之觀之統御の才は、使用人を人として愛し、その個性を熟知して長ずる所に向はしめ、腹を大きくして彼等を信頼し、その自發的活動を促す様に心懸くれば、先天的にこの才に

恵まれざる者も、充分其の實を擧ぐるに到るであらう。最も慎しむべき事は、自己の立場或はその權力を利用して、彼等を威嚇、驅使し、その長所に目も呉れず短所のみ剔抉して叱咤す我る事と、細部まで一々注意し、或は自ら之れを爲すが如き事である。即ち、所謂親分肌の長所をとると共に、其短所たる、相手を自己の私有物視し、絶對服従を強ふる其の短所を捨つべきである。要するに企業家は使用人に對して眞の教育家的態度を以て臨まねばならぬ

2、身體的方面

企業家はサラリーマンの如く概ね規則的生活はなし得ざる事多く、場合によつては缺食徹夜等の必要も生じ、肉體的にも過勞の患ある事が間々生ずる。之れに耐へて行くには奮闘的精神も必要乍ら、頑健なる肉體と旺盛なる精力を必要とするのである。故に企業家たらんとする者は努めて攝生を重んじて健康を保持すると共に無理に耐へ得る肉體を養成して置く必要がある

サラリーマンは大に重要性を持つ、スポーツは企業家には左まで大切ではない。蓋し現代のスポーツはその精神的影響に於ては勝れてゐるが、必ずしも肉體的に好果を齎してゐるとは云ひ得ないからである。何か健康法を講じて肉體を鍛錬する事は必要であるが、特定の技能を磨く事は不要だからである。蓋し企業家は、自己の全てを事業に没入すべきで、仕事と趣味と生活との一致を必要とし、事業以外に興味を求めて、之れに時間と精力を奪はれるが如き事は好ましからざる事であるからである

二、社會の趨勢

既に高度の物質文明に到達せる我が國の産業組織の現状に於ては大企業は國家其の他の公共團體、組合、大資本開等により獨占せられ、或はせられて行く傾向があつて、比較的小資本しか有せざる者が進出し得る範圍は漸次狭められつゝあるが如くである。又有利なる企業にして資本も比較的少くなく經營出來得るものは、企業濫立の弊に陥り、自由競争の果は、利潤の低下を來し、有利と見えしものも、行詰りに逢着してゐる有様なものもある。例へば、セメント業の如き之れである。併し諸々の化學工業、食料品工業、輸出貨品工業の中には、尙進出の餘地は多分にある。殊に我が國輸出貿易の現状を見ると、雜品の輸出は年と共に隆昌に赴き、今や綿糸布、生糸の如き主要品を凌駕する勢で將來益々發展すべき可能性がある。統計表の雜品中には人絹等も包含されてゐるが、文字通りの雜品中には凡ゆる種類のものがあつてそれ等は多く、中小工場或は家内工業の生産品である事を思ふとき、中小企業家の此の方面に對する進出の可能性は多分に存する事が解る

況や輸出品のみならず内地向商品にしても、人の欲望は限り無く、人の物質生活は無限に伸び行くものであるから、眞に企業家としての素質と修練を有する者は、個人經營と會社組織とを問はず。成功を望み得ると思ふ

三、企業家志望者と學校

1、學校入學の要

既述の如く企業家は自然科學、文化科學を通じ、相當の常識を必要とする。之れ常識は學校で習得するのが最も便利である。勿論、獨學により、或は實地の經驗により之れを習得するものも可能ではあるが、その智識は稍々もすれば局限されたものとなり易く大局に着目する點で劣り、發展に乏しいものとなり勝である。従て企業家を志す者も、中學校より更に進んで専門學校或は大學卒業が

望ましい譯である

所で、從來専門學校或は大學に學ぶ者は殆んど俸給生活者を目指し、卒業の肩書を欲してゐた。而して俸給生活者たるには學校を卒業する事が正道であり、捷徑であり必要條件でもあつた。而して現今に於ても多くはそうである。又從來は俸給生活者所謂サラリーマン經由で企業家になる事が可能であり、社員の出世は重役であつた。然し乍ら、それは資本主義發展時代の事であつて、現今の如く大企業は殆ど少數の大資本家に獨占さるゝに到つては、重役はそう多數に必要でない、凡百のサラリーマン悉く重役にならねばは大變である、從て現今大會社のサラリーマン中、將來、企業家たる重役の地位を獲得し得る者は絶無ではないにしても極めて例外的であると見なければならぬ然るにサラリーマンを目標とするには、大會社、大銀行等大企業の方が地位も完全であり且待遇もよい、故に能ふべくんば中小企業よりは大企業を選びべきである。而して大企業に入るにはそして相當の地位を望む者は、高等専門學校或は大學卒業の肩書を必要とする

企業家を志望する者の場合は稍々趣を異にする。前述の如く彼も學校卒業する事が望ましい譯であるが、それはサラリーマンの場合の如く必要條件でない。肩書を得るのが目的でなく智識を得るのが目的だからである。又學習態度も、サラリーマン志望者は能ふ限り成績の向上に努力すると共にスポーツの如きも忘れざるべく、學校當局者に良い意味で存在を認めさせておく必要あるに反し、企業家志望者はは將來自立の準備として出來得る限り實質的研究に重きを置くべきである尙就職に關しては後述する

2、選擇すべき學校系統

企業家たらんと志す者にとつて學校卒業は俸給生活者志望に於ける程不可缺の要件ではないが、前節の如き理由によつて望ましい事であるのである。然らば如何なる學校を選択すべきやは、自己の適性希望等により異なり一概には云ひ得ないが、さりとて、凡ゆる場合を網羅解説する事は小冊子に於て成し難い所であるので、茲には種々の實業専門學校及び實業に關係ある大學の學部を表示するに止める

イ、農業企業家志望者の入學すべき學校（中學校卒業後）

1、官公立高等農林學校

- 盛岡 高等農林學校——農學、農藝、林學、農實の諸科あり
- 鹿兒島 高等農林學校——農學、林學、養蠶、農藝化學の諸科あり
- 宇都宮 高等農林學校——農學、林學、農政經濟の諸科あり
- 三重 高等農林學校——農學、農業土木、林學の諸科あり
- 鳥取 高等農林學校——農學、農藝化學
- 岐阜 高等農林學校——農學、林學、農藝化學
- 宮崎 高等農林學校——農學、林學、畜産科
- 水原 高等農林學校——農學、林學

2、特種なもの

- 上田 蠶範専門學校——養蠶、製絲、絹糸紡績
- 東京 高等養蠶學校——養蠶、栽桑、製絲

京都 高等蠶絲學校——養蠶、蠶種、製絲
千葉 高等園藝學校

3、帝大農學部豫科或は實科
東京帝國大學農學部實科——農學、林學、養蠶
北海道帝大農學部豫科

4、高等學校或は高農經由入學すべきもの
各帝大農學部

ロ、工業企業家志望者の入學すべき學校
1、官公立高等工藝及び高等工業學校

東京 高等工藝學校——工藝圖案、工藝彫刻、金屬工藝
精密機械、木材工藝、印刷工藝、寫眞の諸科あり
京都 高等工藝學校——色染、機械、陶磁器、圖案の諸科あり
熊本 高等工業學校——土木、機械、採鑛、電氣工學（一部、二部）の諸科あり
電氣第一部—電氣化學、電氣第二部—機械製作
米澤 高等工業學校——染色、紡織、應用化學、機械電氣の諸科あり
桐生 高等工業學校——色染、紡織、應用化學、機械の諸科あり
名古屋高等工業學校——土木、機械、建築、紡織、色染、電氣の諸科あり
横濱 高等工業學校——機械、應用化學、電氣化學、建築造、船の諸科あり

金澤 高等工業學校——土木、機械、應用化學の諸科あり
仙臺 高等工業學校——土木、機械、電氣、建築の諸科あり
廣島 高等工業學校——機械、電氣、應用化學、醸造の諸科あり
神戸 高等工業學校——建築、電氣、機械、土木の諸科あり
濱松 高等工業學校——機械、電氣、應用化學の諸科あり
長岡 高等工業學校——電氣、機械、應用化學の諸科あり
徳島 高等工業學校——土木、機械、應用化學の諸科あり

應用化學は製藥化學部と農産工業化學部に分つ

福井 高等工業學校——建築、機械、色染、紡織
山梨 高等工業學校——電氣、機械、土木
京城 高等工業學校——紡織、應用化學、土木、建築、鑛山
滿鐵 南滿洲工業專門學校——建設工學科、機械工學科に分ち、更に各細別す
2、特種なもの

秋田 鑛山專門學校——採鑛、冶金、鑛山機械、燃料の諸科あり
明治 專門學校——唯一の四年程度の高工である。大正十年以來官立となる
鑛山、冶金、機械、應用化學、電氣の諸科あり

3、旅順工科大学 豫科
大學部の學科に機械工學、電氣工學、採鑛學科、冶金學科とす

4、高等學校或は高等工業學校を経て入學すべきもの各大學工學部
5、私立高工

ハ、商業企業家志望者の進むべき學校
1、官公私立高等商業學校

- 長崎 高等商業學校——本科の外に卒業後進むべき海外貿易科あり
- 山口 高等商業學校——本科の外に支那貿易科及び貿易別科あり、後者は中卒入學
- 小樽 高等商業學校
- 名古屋 —— 商工經營科ひ商業專修科附設
- 大分 ——
- 福島 ——
- 和歌山 ——
- 彦根 —— 別科あり
- 横濱 —— 貿易別科あり
- 高松 —— 專修科あり
- 高岡 ——
- 縣立神戸 ——
- 市立横濱商業專門學校

- 私立大倉 ——
- 私立高千穂 ——
- 私立浪華 ——
- 私立松山 ——
- 私立巢鴨 ——
- 私立鹿兒島 ——
- 私立横濱專門學校——法科、貿易、高商部あり、給費生制度あり
- 官立 臺北高等商業學校——支那、南洋貿易を研究する研究科あり
- 官立 京城高等商業學校
- 2、商科大學
- 官立 東京商科大學——本科の外に豫科あり、中學校卒業生を入學せしむ
- 市立 大阪商科大學——企 上
- 官立 神戸商業大學——豫科なし、本科は高商、高校卒業生を入學せしむ
- 3、各帝大經濟學部——東京帝大、京都帝大
東北、九州の兩帝大は法文學部
- 4、各私立大學商科或は經濟科

ニ、海外發展を志す者の進むべき學校

- 1、東京、大阪の兩外國語學校……發展せんとする地方の語科

- 2、海外にあるもの
 - 東亞同文書院——上海にあり支那に發展せんとする者は種々便宜あり
 - 日露協會學校——ハルビンにあり滿洲國及びロシアに發展せんとする者は便宜あり
- 3、各高商の特設貿易料（前項参照）
- 4、私立學校
 - 拓植大學
 - 海外植民學校

四、學資金

三年程度の實習專門學校中、高工、高商に就ては既に他項に於て述べたから茲にては専ら高農に就て述べよう。他の特種學校も大同小異と見てよい。高農はその所在地が殆ど地方の都市にあるので學資金も比較的少額にて足りる。左に標準的の概算を示さう

項目	年額	概ね
授業料及び校友會費	月二五圓	一〇〇、〇〇
食費及び部屋代	月二五圓	二五〇、〇〇
被服費	〃	二〇、〇〇
圖書費（教科書及び参考書）書籍文房具費	〃	五〇、〇〇
小遣、旅費、雜費	〃	八〇、〇〇
合計	〃	五〇〇、〇〇

月割平均
三年間總計

約四〇圓餘
一五〇〇、〇〇

次に農大に就ては豫科は高農並に見てよく本科は授業料書籍費が若干殖える爲年額六〇〇—七〇〇圓と考へられる

五、就職

前述の如く俸給生活者を経由して企業家になる事は殊に大企業に於て困難となつて來た然し乍ら

- イ、中小企業に於てはそれが矢張り可能性ある事及び
- ロ、企業經營及び技術の實際的經驗を得る必要の二點より企業家志願者も就職は必要がある併し何れの場合も中小企業を選ぶべきである。蓋し（イ）の場合に於ては、人格、識見、能力、等は大企業に於けるよりも認められ易く、抜擢される機會が多いからである。（ロ）の場合に就ては、大企業に於ては極度の分業主義が行はれ、自己の擔當職務より企業的全貌を會得する事が甚だ困難なるに反し、小企業に於ては、企業全體の經營、組織に就て知る事が容易であると共に、技術も各部門に就て習熟し得る機會が多いからである
- 勿論大企業よりは中小企業に於ては待遇も悪く、地位も安定を缺き易い。然し企業家志望者はサラリーマン志願者と異り、入社の際より考ふるも、待遇の良否等は問ふ所でない筈である

否、寧ろ俸給等は全然望まず、往時の見習徒弟の心意氣にて、一小僧より一職工より始むべきである。他日自ら獨立するとき貴重な經驗とならう。只如何なる場合に於ても將來の希望

に眩惑して、現在の地位を忘れてはならぬ。換言すれば將來はどうあらうとも、現在使用人である以上、絶對的に其の企業の爲に努力すべきである。他日雇傭者となりし時、他人を統御すべき才能を養成しておくべきである。

特に注意すべきは所謂サラリーマン根性からは絶對的に解放さるべき事である。サラリーマン根性とは（イ）忠實に己が職分を守り他を冒さざる事（ロ）命ぜられた範圍内で仕事をなし、夫れ以上に出でざる事（ハ）仕事と生活との乗離等の特徴とする。而して（ハ）が最も著しい。即ち勤務は唯俸給を貰はんが爲にのみなしてゐるので、勞務を商品の如く心得て自己の生活は、殊に内面生活は全く別の方面に求めるが如き状態である。この心情は永久の俸給生活者と雖も、勿論排除すべきであるが、彼等に於ては止むを得ずと見得る場合もないでもない。然し企業家志望者に採つては此の點最も注意すべきで、一度斯かる状態に陥れば彼は企業家としての資格を其の瞬間より放擲したものである。彼は飽まで仕事を生活とし生命とすべきで、仕事以外に生活を求むべきでなく、所謂趣味さへも此の時代には排除すべきである。高尚なる趣味生活を否定するのではないが、趣味は多く時間と精力を奪はれ勝ちであるからである。

第二十章 會社員、銀行員となるには

一、適性

1、總說

會社員と銀行員とは適性を異にし、又等しく會社員にてもその企業の種類、職分上の相違に依り、その適性にも差點を生ずるも、茲には比較的重要な共通點に就て述べる事にする。

2、精神的方面

イ、明朗快活なる事、明朗性は現代人に見る一長所なるも、特に銀行員、會社員等所謂サラリーマンには要求せられる特性である。

ロ、細心にして几帳面なる事、經濟活動にはこの性質は一般に重要であるが、特に銀行員には必要である。

ハ、從順にして不平家ならざる事
換言すれば適應性に富み、我を張らざる事、之れ銀行員、會社員も被使用人たる事を考ふれば、當然肯定せらるべき特性である。

ニ、着實にして妄想家たらざる事
空想性に富み、誇大妄想癖ある者は、サラリーマンに不向きである。着實にして智慧を小出しにする型の人物が要求せらる。

3、身體的方面

イ、健康なる事、サラリマンは概ね規則的生活を営み得るを以て抜群の精力家たる事を必要とせざるも、缺勤は最も嫌はるゝを以て健康なる事、不可缺の要件である

ロ、普通以上の容貌風采を有する事

容貌は吾々の如何とも爲難い所なるも、風采は心懸により或程度迄良くする事が出来る。心の持ち方は自然外に現はるゝを以て明朗、快活に精神を維持する事が肝要である。但し、この點特に注意すべきは、服装等華美に流れ、一見氣障に見える容姿、風采は最も排撃せらるゝと云ふ事である。要は端正にある。銀行員、其の他人に接する職務の社員は特に然うである

ハ、得意の武道或は競技を有する事

技術そのものが要求せられる場合もあるが、概ね、スポーツマンの明朗性を歓迎するが爲である

二、社會の趨勢

近時我が國産業界の急激なる進歩により、新産業勃興し會社の數も著しく増加する一方、既設會社の事業擴張に伴ひ使用人の需要は増加の傾向にある。然し一方歐洲戦後の恐慌克復策として採られた産業合理化運動により、能率の増進を企圖して冗員の淘汰が盛に行はれ、多數の智識階級失業者を出した事は周知の事柄である

この失業群の壓迫ある上に學校増設の結果新卒業生は十數年前に倍加せし現狀である。而も現今の所謂インフレ景氣の波に乗じて擴大されたる産業設備も、遠からず供給過剩を懸念さるゝ狀勢にあり、又二、三年來旺盛を極めてゐる輸出貿易も、海外に於ける政治的經濟的壓迫に逢ひ、増進の勢を挫かるゝもの(例へばセメント、ゴム靴、綿糸、綿布)既に見え始め、新市場の開拓も無限なるべきものに非ざるを以て早晚反動に見舞はるゝ患がある。否既にセメント業、製粉業の如き、既に不振の第一歩に入れるあり、製絲業の如く没落課程に入れるが如き觀を呈するものすらある。又銀行も一般低金利の徹底により益々コストの低下を必要とし、一方貸出の相對的減少に伴ひ、遊資處分難に遭遇し、經營上樂觀を許さざるものも出來すべき情勢にある

從て之れから會社銀行に奉職せんとする者は、克く事業の將來性如何を考慮すべき必要あり、若し選擇を誤らば相當深刻なる就職難或は失業苦に遭遇する事を覺悟せねばならぬ

又待遇の平均化が行はれ學歷の差異に比し、待遇上の差點が減少しつつある事、一般事務員に就ては大學出よりは専門學校出を、専門學校出よりは中等學校出を採用する傾向の生じつつある事も見逃してはならぬ。學歷の如何よりは實力の如何が重要視さるゝ傾向があるのである。勿論高等教育を受けし者が然らざる者よりは一般に人物に於て勝り、大局的に着目し得、發展性を有する事は明かであるが従來の如く肩書のみが採用及び昇進の鍵であると云ふ時代は過ぎてゐる事に着目すべきである

次に參考の爲、諸企業に於て相當發展性あるか、又は好況の持續性を有するものを擧げておく

(イ) 生産業

電氣化學工業を筆頭とする諸化學工業

金山を首位とする鑛業一般、冶金業

精密機械工業

パルプを原料とする人絹、人造羊毛、洋紙等の纖維工業

製鐵、製管工業

食料品工業（發展性よりは永續性あり）
織布染色工業等

（ロ）補助産業（一般に地味なれど永續性あり）

中央の大銀行

保険特に損害保険業

倉庫業

運送業

電力會社

百貨店

取扱商品多岐に亙る商事會社等

三、家庭の状況

銀行、會社は、行員、社員を採用するに當り、身元の確實なる者を選ぶ故に、相當資力あり、圓滿なる家庭の子弟たる事が必要である。而して長男は忌避される場合が多い

兩親揃つて健康であり、徳望ある事なども、諸君には如何とも仕難い事乍ら望しき事である

四、選擇すべき學校系統

（イ）銀行員及び會社の事務員と

（ロ）工業會社の技術社員に依り自ら異なる

技術社員志望者の選擇すべき學校系統につきましては別項

「工業家となるには」を参照せよ。

銀行員或は會社の事務員となるには

1、中學校卒業の儘直ちに就職する場合

2、高等商業學校を卒業して後就職する場合

この場合如何なる高商を選ぶべきかに就ては左の標準に據る事

イ、學費關係、自宅より通學出來得る學校があれば經費は最も少くて済むから、其の學校を採るべきである。然らざる場合は、他の條件が同一なる場合は學資金低廉なる學校へ向へ（第五節參照）

ロ、入學の難易、一般に入學難の學校は就職其の他に於て勝れてゐるから、毎年、競争率の高い學校へ進むべきであるが、率のみでは入學の難易は決定し難い。又年に依り、競争率は相當變動があるので、この條件は左まで重要でない。要は自己の實力を反省して二三年來の競争率より、その學校の入學難易を推察し、決定すべきである

ハ、就職率の高低、これは察知するに相當困難である

率の低い學校にても成績優秀なる者は、率の良い學校の劣等生よりも就職の可能性は遙に大である。然し、就職率の如何は矢張り選定の一目標とすべきであつて、これは受験雜誌其の他で注意して置く必要がある

ニ、校長並に教授の名聲如何

以上四個の條件を擧げたが、概して云へば新設校よりは歴史古き學校が多くの場合有利である

其の他「受験と學生」昭和九年七月號参照

3、商科大學を卒業して就職する場合

商大に入るには當該校の豫科より進むを正道とするが、高商、高等學校を経て入學する事も出来る。商大は東京商大が學理的に深く、大阪は應用、活用に長じ、神戸は中間である。併し就職率は何れも良好である。

4、帝大の法科或は經濟科卒業

何れも高等學校を経て入學するものであるが、高等學校、大學共、地方のものよりは中央のもの新設校よりは古き學校が優れてゐるが、入學はそれだけ困難であり、學資金も餘計かゝる。又從來經濟科よりは法科の方が、就職率が良かったが、夫れは學生の質素が勝つてゐたのと、經濟科は先輩に乏しいのと、思想問題に累ひされた爲である。

帝大法經卒業生は會社員として將來稍敬遠される患がある。但し特殊銀行、半官半民會社は別である。

一般會社員となるには、寧ろ商大を選ぶべきである。

5、外國語學校卒業

貿易商、或は海外、殖民地方面に活躍せんとする者は、夫々その志望に応じて科を選択すべきであるが、志望者少き語學を選び、成績優秀なれば、就職率は極めて良い。

6、私立大學の商科、法科、經濟科卒業

歴史古き私大は、先輩多き故を以て就職率の良好なる所あり(慶應義塾の經濟科等)

只成績不良の者は、官立に於ける場合よりも一層不利であると、官公立に比し學資金を要する事が多い傾向がある。

五、學資金

學校の所在地、宿所、通學の方法等の異なるに連れて非常な差異を生ずるが、田舎よりは都會、官公立よりは私立の方が多額の學資金を要す。只茲に記憶すべき事は、大都會に於ては家庭教師、其の他の副業(?)により収入の途を講じて學資の補助に當つる事を得るが、地方に於ては之れが困難なる一事である。

官立の高商は概ね中都會にあり、學資金も左まで相違なし。今基準的な計算を示せば――

授業料	概ね	年額
下宿代	月二〇圓—三〇圓	二五〇、〇〇〇
教科書、文房具費、参考書代	"	五〇、〇〇〇
被服費(制服、制帽、靴、其他)	三年平均	二〇、〇〇〇
小遣、旅費、雜費	"	七〇、〇〇〇
合計	月割約	四七〇、〇〇〇

右の中小遣参考書代等は伸縮性がある。高等學校も略高商と同じと見てよい。

大學は授業料が一〇〇圓、其の他参考書代が五〇圓や七〇圓かゝるので年額六〇〇圓—七〇〇圓

位が普通である。

私立の専門學校、大學は概ね授業料が一二〇圓位であり、其の他經費もかゝるので五〇圓か一〇〇圓多く見積れば宜しい

六、必要なる考試

會社員、銀行員たる資格試験等はなきも、入社に際し人物考査、學科考査を課せらる場合多し。

七、就職方面

(第二節及び第四節参照)

新興生産企業の技術社員志望者は就職率最もよし。概して高工、帝大工學部、應用理學部卒業生は他に比し容易に就職し得らるゝも、その専攻科目により相違あり

高商、商大、帝大等に關しては第四節参照

八、社會進出後の狀況

入社後の待遇は 中等學校卒業生が三十圓見當

高工、高商出が 月收 五〇圓—一〇〇圓 平均七、八十圓

大學 出が 六〇圓—一二〇圓 平均八、九十圓

勿論異例はある。概して技術社員の方が待遇良きも、何時までも技術員として終り、企業經營に參畫する可能性が少い。高商生や商科、法經科系統の卒業生は初任の待遇は稍劣るも、サラリーマンより脱して經營を擔當する企業家になり得む可能性が多い。併し最近はこの傾向も漸次弱められて來てゐる

尙大會社、大銀行官廳に近く、略定期的に昇給し、賞與(ボーナス)の如きも其の率の變動少なく人に因り區別する點が少ない。又退職に當りては相當多額の退職資金を給與され、餘生の生活を保證されるのが常である

所が中小會社に於ては事業の盛衰により失職の危険率多く昇給も定期的ならず、賞與も増減多く、退職手當の如きも確實でない。併し其の反面に於て有能者は年功に依らずとも、認められて拔擢さるゝ機会多く、或は時には重役となりて企業に參畫し、サラリーマン生活に別れ得る日が來る可能性もある。

併し大銀行、大會社に於ては餘程有力なる背景にてもなき限り、この可能性は全然無いと云ひ得る

九、育英資金

學資金の支出に困難を感じる者に對して、本縣に於ては高松に「香川縣育英會」及び坂出に「鎌田共濟會」あり。願出により審査の上、月額二十五圓送貸與して呉れる。

併し、育英資金を借用して就學せんとする志望者は、卒業後の返済に可なりの苦心を要する事を當初より覺悟して置く必要がある。就職すれば直に返済計畫を樹て、能ふ限り短時日間に完済を期すべきである

第二十一章 漁業者となるには

一、適性

イ、精神的方面

水産漁業に關する學理及び技術に興味を有する者

ロ、身體的方面

身體強健にして全身の發育完全なるもの

(備考)水産講習所入學志願者體格検査標準拔萃、左の各號の一に該當する者は不合格とす

一、身體虛弱なる者、筋肉の發育軟弱なる者、悪性若は腺病性體質を具ふる者

二、漁撈科に在りては身長一、五一五メートル(五尺)に達せざる者

三、精神機能に障碍ある者及び神經系統に障害ある者(高度の神經衰弱又は知覺若は運動の痲痺又は異常ある者等)

四、色盲及び色神不完全の者

五、中心視力が左右共に一、〇に達せざる者、一眼強度の近視ある者(漁撈科に在りては軽度と雖も左右共に近視又遠視なる者)偏眼失明せる者、斜視、傳染性又は慢性難治の眼疾ある者、

其他學科の修業に堪へざる眼疾若は畸形ある者、但し製造科及び養殖科に在りては近遠視共に六度より軽度の者或は正亂視にして矯正の上規定の視力を回復し得る者或は偏眼正視の者は此の限に在らず

六、左右又は一方の聴力三十種以内に於て懷中時計の音を聴取し能はざる者若は百種に於て囁語試験に合格せざる者、左右又は一方の鼓膜に穿孔ある者、中耳及び内耳の疾病或は慢性外耳疾ある者、但し製造科及び養殖科に在りては鼓膜穿孔あるも規定の聴力を有する者は此の限に在らず

七、聲音明晰ならざる者、吃者、發音に障碍ある者、大聲を發し得ざる者

八、脊柱に高度の彎曲又は屈曲ある者、腐骨の疑を認むべき者、傷痍、疾病に起因する畸形又は運動障碍ある者

九、心臟病、癩病、結核病、性病、腎臟病、糖尿病、悪性腫瘍、重症貧血、脱腸病、傳染性皮膚病、其他修學上妨ある持久性疾病若は傳染の虞ある疾病ある者

二、社會の趨勢

土地狹隘にして且つ四邊邊海の我國としては、無盡の寶庫たる大海或は河川を友としてそれに向つて發展するのは當然のことで、益々人口稠密の度を加へる將來、水産業は愈々有望にして、且つ國家的見地からも實に肝要なることである

三、選擇すべき學校系統

イ、(農林省直轄)水産講習所

1、入學資格 第四學年を修了したるもの

2、修業年限 本科(漁撈科、製造科、養殖科、各四年) 專攻科(二年)

遠洋漁業科(三年以内)

ロ、(官立)東京帝國大學農學部水産學科

入學資格

1、高等學校卒業したるもの、(高等學校は理科甲類を選ぶを便とす)

2、修業年限 三年

四、學資金

水産講習所 年額 約六百圓
東京帝國大學農學部水産科 年額 七百貳拾圓

五、社會進出後の狀況

實業に従事或は商會及び會社、水産會、水産組合及び漁業組合、官廳及び自治團體、水産試験場、水産學校、東京及び地方水産講習所等に勤務、其の他海外に發展して水産事業に従ふ、

第二十二章 船員となるには

一は實地經歷により選信省船舶職員規定所定の試験により高等船舶職員となるものと、他は主として中學校卒業者及び之と同等以上の學力を有するものが左記の學校入學を目標とし、卒業後高等船員となるものと二種ある

記

東京高等商船學校
神戸高等商船學校

東京市深川區越中島
兵庫縣武庫郡本庄村

一、適性

イ、精神的方面

教育勅語、軍人勅諭の聖旨を奉體し、堅忍不拔の意氣旺盛なるもの

ロ、身體的方面

頑健衆に勝れたるもの

二、社會の趨勢

將來益々發展する見込あり社會の要求が加はるであらう

三、家庭の狀況

特に要望する所なきも、家庭に於て本人を家督相續其の他で要せないこと、毎月十二、三圓の小遣錢に困難せざるものなること

四、選擇すべき學校系統

特になし

五、必要なる考試

イ、學術試験

國語(釋義、作文) 數學、(代數、平面幾何、平面三角法) 英語、(英文和譯、和文英譯)

ロ、身體検査

ハ、口頭試問

六、修業年限

イ、席上學科

三ヶ年

ロ、練習

二年六ヶ月

練習の内譯左の如し

航海科	軍事學練習	六ヶ月
	帆船練習	一年
	汽船練習	一年
機關科	軍事學練習	六ヶ月
	工場練習	一年
	汽船練習	一年

七、學資金 (成業迄に要する經費)

衣食費等給與するも、五ヶ年半の成業迄に約九百圓を要す

八、就職方面

主として汽船會社にして、官廳、學校、工業會社等の陸上勤務

九、社會進出後の狀況

第八項の如く、主として船舶職員として就職し、運轉士、機關士より漸次船長機關長となる。又汽船會社の重役を初め官界、實業界に活躍することを得。

入學と同時に海軍豫備として海軍兵籍に入り、卒業後、海軍豫備少尉又は豫備機關少尉に任官し、大佐迄で官階を進めらる

一〇、育英資金方面

該當事項なし

第二十三章 育英事業に就て

香川縣下にある育英事業として財團法人香川縣育英會と財團法人鎌田共濟會との規則を掲げることとしよう

香川縣育英會學資金等貸與規則

(昭和二年四月改正)

第一條 本會寄附行爲第四條ニヨリ高等教育ヲ受クル學生ニ學資金等ヲ貸與スルトキハ本規則ニ依ルモノトス

但東亞同文書院、高松高等商業學校及中等學校ノ學生ニ對スル貸費規程ハ別ニ之ヲ定ム

第二條 高等教育ヲ卒リタルモノ更ニ外國ニ留學スルトキハ其學資金ヲ貸與スルコトアルヘシ

第三條 學資金ヲ貸與スヘキモノハ左ノ各號ニ該當スルモノニ限ル

一、五ヶ年以上香川縣ニ原籍ヲ有シ猶引續キ在籍スルモノ

二、身體強健ナルモノ

三、品行善良ナルモノ

四、従前在學ノ學校ニ於テ同學生徒中三分ノ一以上ノ學力アル者

第四條 學資金ノ貸與ヲ受ケントスル者ハ毎年一月末日迄ニ第一號書式ノ願書ニ第二號書式履歷書第三號書式身體検査書及戶籍謄本ヲ添ヘ本會理事長ニ願出ツヘシ理事長ハ教育顧問ノ意見ヲ聞キ許否ヲ

決ス

第五條 前條ノ許可ヲ受ケタルモノハ保證人二名連署シタル第四號書式ノ契約證書ヲ差出スヘシ

第六條 前條ノ保證人ハ左ノ資格ヲ有スルモノニ限ル

一、香川縣在籍ノモノ

二、成年以上ノ男子ニシテ戶主タルモノ

三、直接國稅拾圓以上ヲ納ムルモノ

前項ノ資格ヲ有スルモノト雖モ理事長ニ於テ變更セシムルコトアルヘシ

第七條 保證人前條ノ資格ヲ失ヒ若クハ死亡シタルトキ又ハ理事長ヨリ變更ヲ命シタルトキハ一ヶ月以

内ニ於テ更ニ保證人ヲ定メ改メテ契約證書ヲ差出スヘシ

第八條 學資金ノ貸與ヲ受クル學生ハ別ニ定ムル所ノ規定ニヨリ生命保險ヲ附セシムルコトアルヘシ

第九條 貸與金ノ償還義務ニ關シテハ本人ト保證人ト連帶責任アルモノトス

第十條 學資金ノ貸與ヲ受クルモノハ本會理事長ノ承諾ヲ受クルニアラサレハ轉學又ハ轉科ヲナスコト

ヲ得ス

第十一條 學資金ノ貸與ヲ受クルモノ半途ニシテ退學シ又ハ他府縣ニ轉籍シタルトキハ貸費ヲ廢止ス

第十二條 學資金ノ貸與ヲ受クルモノ左ノ各號ノ一ニ該當セリト認ムルトキハ教育顧問ノ意見ヲ聞キ貸費

ヲ廢止スルコトアルヘシ

一、學業ノ進歩不良ナルモノ

二、品行不良ナルモノ

三、身體虛弱ニナリタルモノ

四、本則中其義務ニ屬スル各項ニ違背シ又ハ理事長ノ指揮ニ從ハサルモノ

第十三條 病氣又ハ其他ノ事故ニヨリ二ヶ月以上登校セサルモノハ其間貸費ヲ停止ス

第十四條 學資金ノ貸與ヲ受ケタルモノハ卒業後滿一ケ年ヲ經タル翌月ヨリ引續キ毎月少クモ拾參圓以上

ツ、償還シ逐次貸與金全部ヲ完納スヘシ

第十五條 但特別ノ事情ニヨリ本條ニ違ヒ難キモノハ理事長ニ於テ月額ヲ減スルコトアルヘシ

第十六條 前條ノ償還ヲ屢怠リタルトキハ貸與金全額ヲ一時ニ償還セシムルコトアルヘシ

第十七條 學資金ノ貸與ヲ受ケ卒業シタルモノハ兵役ニ從事シ又ハ進テ學術ノ研究ニ從事シ若クハ疾病ニ罹

リタル爲メ職業ニ就カサルトキハ其間出願ニヨリ償還ヲ猶豫スルコトアルヘシ

第十八條 但學術研究ハ本會理事長ノ承諾ヲ得一定ノ學校ニ入り一定ノ期間專ラ從事スルモノニ限ル

學資金ノ貸與ヲ受ケタルモノ死亡シタルトキハ償還金ノ半額ヲ免除ス

第十九條 但生命保險ヲ附シタルモノハ該規定ニ依ルモノトス

第二十條 第十一條第十二條ニヨリ中途ニシテ學資金ノ貸與ヲ廢止シタルモノハ從前ノ貸與金ヲ一時ニ償

還セシム

第二十一條 但病氣ニ原因シタルモノハ斟酌スルコトアルヘシ

第二十二條 學資金ノ貸與ヲ受クルモノ又ハ其資格アルモノ修學上又ハ卒業就職ニ關シ必要ナル臨時費ヲ支

辨スルコト能ハサルトキハ特ニ其幾分ヲ貸與スルコトアルヘシ

第二十三條 前條ノ特別貸與金ハ一ケ年百分ノ五ノ利子ヲ附シ卒業後二ケ年以内ニ於テ一回又ハ數回ニ返納

セシムルモノトス

第二十四條 特別貸與金ヲ借用セントスルモノハ其金額償還期限及ヒ必要ノ事情ヲ詳記シ保證人連署ヲ以テ

本會理事長ニ出願スヘシ

第廿二條 學資金ノ貸與ヲ受クルモノハ左ノ各號ヲ其都度本會理事長ニ報告スヘシ

一、宿所ヲ定メ又ハ變更シタルトキ

二、每學年末學業受驗ノ成績

三、病氣又ハ其ノ他ノ事情ニヨリ一ケ月以上學校ヲ缺席シタルトキ

四、本人又ハ保證人ノ氏名住所實印等ヲ變更シタルトキ

第廿三條 學資金ノ貸與ヲ受ケタルモノハ卒業後ニ於テ左ノ各項ヲ時々本會ニ報告スヘシ

一、職業ニ就キ又ハ轉職シタル場合

二、住所ヲ轉シタル場合

三、其他一身上ノ情報

第廿四條 學資金ノ貸與ヲ受ケタルモノハ卒業後本會ノ目的ヲ賛成シ育英事業ヲ助クヘキ義務アルモノト

附 則

大正八年前ニ貸費ヲ受クル契約ヲナシタルモノハ本則第十四條ニ依ラス契約當時ノ現行規則ニ依ルコトヲ得

第一號書式

(用紙大形)

學資金貸與願

私義何學校何科(修業年限何年)へ入學志願ニ付入學致候上ハ(又ハ在學致居候間)在學中毎月金何圓ツ、學資金御貸與被下度別紙履歷書身體檢査書及戶籍謄本相添へ此段相願候也

年 月 日

原籍族稱身分住所

願人 氏

名 園

(未丁年者ハ法定代理人連印ヲ要ス)

財團 香川縣育英會御中

第二號書式

(用紙大形)

履 歷

原籍族稱

氏

名

生年月日

一、何年何月何學校ニ入學何年何月卒業又ハ第何學年ノ課程修了

一、何年何月ヨリ何年何月間何々ニ從事又ハ何々研究

一、何年何月何々ニ依リ賞罰ヲ受ク等

右ノ通相違無之候也

右 氏

名 園

第三號書式

身體檢查書

氏

名

一三八

- 一、體格 (強壯又ハ健全不健全)
- 一、身長 (何尺寸分)
- 一、體重 (何貫何百匁)
- 一、胸圍 (充盈尺寸空虛尺寸)
- 一、視力 (遠近視ノ度中心視力)
- 一、聽力 (障害ノ有無)
- 一、呼吸器 (障害ノ有無)
- 一、神經系 (障害ノ有無)
- 一、既往現在ノ疾病又ハ畸形

右之通ニ候也

病院名又ハ醫師名 團

第四號書式

印紙()

契約證書

(用紙大形)

私儀何學校何科在學中貴會ヨリ學資金ノ御貸與ヲ受ケ候上ハ別紙貴會學資金等貸與規則中借受人ノ義務ニ屬スル條項ヲ遵守致ヘク誓約仕候也

年 月 日

原籍族稱身分住所

氏

名 團

(未丁年者ハ法定代理人連印ヲ要ス)

右何某ノ誓約ヲ保證シ且借受金ノ償還ヲ怠リ候節ハ御規則通り辨償可致候也

年 月 日

原籍族稱住所

保證人 氏

名 團

原籍族稱住所

保證人 氏

名 團

香川縣育英會理事會長何某殿

(契約證書ニハ本會學資金等貸與規則ヲ添ヘ本人保證人ノ割印ナスヘシ)

鎌田共濟會學資金貸與規則

(大正十四年一月改正)

- 第一條 本會寄附行爲第二條ニ據リ學資金ヲ貸與スヘキモノハ毎年本會ノ豫算ニ掲上スル學校ニ入學セントスル者又ハ在學者ニ限ル
- 第二條 學資金ヲ貸與スヘキモノハ左ノ各號ニ該當スル者ニ限ル
 - 一、三ヶ年以上香川縣ニ本籍ヲ有シ猶引續キ在籍スル者
 - 二、身體強健ノ者
 - 三、品行方正ノ者

一三九

四、學力優秀ノ者

第三條 學資金ノ貸與ヲ受ケントスル者ハ毎年二月末日迄ニ左ノ書類ヲ本會ニ提出スヘシ
但臨時申出ヲ受付クルコトアルヘシ

一、學資金貸與依頼書（第一號書式）

二、戶籍謄本

三、履歷書（第二號書式）

四、學業成績品行等ニ關スル學校長ノ證明書

五、醫師ノ身體檢査書（第三號書式）

第四條 學資金貸與ノ決定通知ヲ受ケタル者ハ十日以内ニ本會規定ノ契約證書（第四號書式）ヲ差出スヘシ

第五條 前條ノ契約證書ニハ左ノ資格ヲ具有セル保證人二名連署スヘシ

一、香川縣ニ本籍ヲ有スル者

二、成年以上ノ男子ニシテ戶主タル者

三、相當財産ヲ有スル者

第六條 保證人前條ノ資格ヲ失ヒ若クハ死亡シタルトキハ一ヶ月以内ニ保證人ヲ定メ契約證書ヲ差出スヘシ

第七條 學資ノ貸與ヲ受クル者轉學轉科ヲナサントスル時ハ豫メ本會ノ承認ヲ受クルヘシ

第八條 學資金ハ每一ヶ月分ヲ其月ノ始メニ本人ニ送附ス

第九條 貸與金ヲ受取タルトキハ直ニ領收證書ヲ本會ニ發送スヘシ
學資金ノ貸與ヲ受クル者ハ左ノ各號ヲ事實發生ノ都度本會ニ報告スヘシ
在 學 中

一、宿所ヲ定メ又ハ變更シタルトキ

二、進級又ハ卒業シタルトキ其學年及ヒ成績

三、進級又ハ卒業シ能ハサルトキ

四、病氣其他ノ事故ニ依リ引續キ二週間學校ヲ缺席シタルトキ

五、氏名又ハ實印ヲ變更シタルトキ

六、保證人ノ氏名住所實印ヲ變更及ヒ保證人タル資格ノ喪失又ハ死亡ノ時
卒 業 後

一、就職シタルトキハ其職名及ヒ收入金額

二、轉職又ハ收入金額ニ増減アリタルトキ

三、一身上ノ情報

四、在學中ノ一、五、六號ノ場合又同シ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ學資金ノ貸與ヲ廢止ス

一、他府縣ニ轉籍シタルトキ

二、身體虛弱トナリタルトキ

三、素行修マラス成業ノ見込ナシト認ムルトキ

- 四、同一ノ學校ニ於テ二回以上進級ヲ停止セラレタルトキ
- 五、第七條ノ規定ニ違背シタルトキ又ハ中途退學ヲナシタルトキ
- 六、本會ノ體面ヲ毀損シ貸費生タル義務ニ違背シタルトキ
- 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ學資金ノ貸與ヲ停止ス
 - 一、病氣其他ノ事故ニ依リ休學二ヶ月以上ニ及ヒタルトキ
 - 二、第六條規定ノ手續ヲ怠リ督促三回ニ及フモ猶履行セサルトキ
 - 三、本會ヨリノ書信ニ對シテ故ナク回答ヲ怠リタルトキ
- 第十二條 學資金ノ貸與ヲ廢止シタルトキハ之ヲ本人及ヒ保證人ニ通知ス
- 第十三條 學資金ノ貸與ヲ廢止シタルトキハ既ニ貸與シタル金額ヲ一時ニ償還セシム
但第十條第二號該當者ニ對シテハ相當斟酌スルコトアルヘシ
- 第十四條 學資金貸與ノ決定ヲ受ケタル者ハ本會ノ指定スル保險會社ノ生命保險ニ加入セシムルモノトス
前項在學中ノ保險料金ハ之ヲ貸與シ保險金受取人ハ本會トス但貸與金ノ全部ヲ償還シタルトキハ保險金受取人ハ本人又ハ本人指定ノ人ニ書換フルモノトス
- 第十五條 貸與金未償還中保險金ヲ受取リタルトキハ本會ハ貸與金ヲ引去リ殘金ハ被保險人ノ所得トス
- 第十六條 貸與金ハ卒業後滿一ケ年ヲ經タル月ヨリ引續キ毎月金拾圓以上本會ノ通知額ヲ償還スヘシ
- 第十七條 前條ノ償還ヲ屢々怠リタルトキハ貸與金全額ヲ一時ニ償還セシムルコトアルヘシ
- 第十八條 學資金ノ貸與ヲ受ケ卒業シタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ貸與金ノ償還ヲ猶豫スルコトアルヘシ

- 一、兵役ニ從事シタルトキ
 - 二、上級學校ニ入學シタルトキ
 - 三、本會ノ承認ヲ得他ノ學校ニ入り専ラ學術ノ研究ヲナストキ
 - 四、疾病ニ罹リ就職セサルトキ
 - 五、其他本會ニ於テ特別ノ事情アリト認定シタルトキ
- 第十九條 貸與金ノ償還義務ニ關シテハ本人ト保證人ト連帶責任ヲ負フモノトス
- (第一號書式)
- 學資金貸與依頼書
- (用紙小判紙)

私儀何學校何科(修業年限何年)へ入學志願ニ付入學致候上ハ(ニ在學致居候間)
 在學中毎月金何圓ツ、學資金御貸與被下度別紙戶籍謄本、履歷書、身體檢査書及
 學業成績、品行證明書相添へ此段及御依頼候也

年 月 日

本籍 族稱 身分 住所

氏 名 國

(未丁年者ハ法定代理人連印ヲ要ス)

本籍 族稱 住所
 紹介人 氏 名 國

(第二號書式)

履 歷 書

(用紙小判紙)

一四四

本籍 族稱 氏

生年月日 名

- 一、何年月何學校ニ入學何年月卒業又ハ第何學年ノ課程修了
- 一、何年月ヨリ何年間何々ニ從事又ハ何々研究
- 一、何年月何々ニ依リ賞罰ヲ受ク等

右ノ通相違無之候也

年 月 日

右 氏

名 園

(第三號書式)

身 檢 査 書

(用紙小判紙)

- 一、體 格 (強壯又ハ健全不健全)
- 一、身 長 (何尺寸)
- 一、體 重 (何貫何百目)
- 一、胸 圍 (充盈尺寸空虛尺寸)
- 一、視 力 (遠近視ノ度中心視力)
- 一、聽 力 (障害ノ有無)
- 一、呼 吸 器 (障害ノ有無)

(第四號書式)

印紙

契 約 證 書

病院名又ハ醫師名 園 (用紙小判紙)

- 一、神 經 系 (障害ノ有無)
- 一、既往現在ノ疾病又ハ畸形

右之通ニ候也

年 月 日

私儀何學校何科在學中貴會ヨリ學資金ノ御貸與ヲ受ケ候上ハ別紙貴會學資金貸與ニ關スル規則中義務ニ屬スル條項ヲ遵守可致誓約仕候也

年 月 日

本籍 族稱 身分 住所 名 園

右何某ノ誓約ヲ保證シ且借受金ノ償還ヲ怠リ候節ハ御規則通り辨償可致候也

年 月 日

(未丁年者ハ法定代理人連印ヲ要ス)

保証人 氏 本籍 族稱 住所 名 園

保証人 氏 本籍 族稱 住所 名 園

財團法人鎌田共濟會理事長殿

(本契約證書ハ學資金貸與規則書ト割印シテ提出スルコト)

一四五

第三編

卒業後及び就職後の心得

第一根本精神

人の眞價は人格に依つて定まり、人生の歸趨は無限の進歩に在るのであるから、堅忍不拔の精神と満腔の熱誠とを以つて、事に當り、絶えず向上進歩發展の一路を辿り、創造的進化を以て人格の練成を圖らねばならぬ。始めて學窓を出で、新なる境遇に入るものは世故に通ぜず、細節を顧みざるが爲に、往々世の誤解を招き、長者同僚の忌諱に觸れ、或は法規に背犯して思はざる失敗を招き、可惜高遠の理想崇高の赤誠を施すに由なく、終りを完ふせざる者も尠くない。左に録するものは卒業後及び就職後の心得の一斑である。再三精讀克く心に銘し、その趣旨を體得して大成を期せねばならぬ。

第二服裝に就いて

- 1、服裝は其の身の容儀を作る所以である。敬内義外の眞義を體して質素なるべしと雖も、又決して疎略ではいけない。己れの性情を表現するものであるから、常に華美を避け疎漫ではいけない。
 - 2、冬服は黒又は紺地、夏服は白又は霜降地がよい。縞地は避くるがよい。背廣は旅行又は執務用であつて禮服ではない。儀式等の場合に着用すべきものではない。
- 卒業當初は在學中の小倉服で充分である。地位の進むに従ひ服裝も亦之れに伴はしむるがよい。

靴は黒革で深ゴム又は短靴がよい。白赤靴は華に過ぎ且つ儀式等に用ふべからざるを以つて避くべく、編上げは着脱に不便である。

和服は黒木綿の紋付羽織及び地味の小倉袴を所持し、其の時に應じ着用するがよい。縞、縹又は無紋の羽織は禮式に關する場合には不可である。

- 3、學校官衙公署に出頭し、又は舊師長上を訪問する時は、和服ならば必ず着袴すべきである。
- 4、凡て他人を訪問せんとする時は名刺を持參すべし。若し訪問者不在の際は、來訪の趣旨を記入して、家人に托し謝くがよい。

第三章 職務に就いて

- 1、凡て職務に就いては、誠實に己れの義務を盡すを以て第一要義とする。若し之れに違反し又は之れを怠慢するときは、職務上の責任を負はねばならぬ。缺勤遲參早退等はせない方がよい。止むを得ずするときは早急に届出るべきである。
- 2、職務に對しては最善を盡くし、何人よりも良好の成績を擧ぐる事を念とすべしである。
- 3、初めて奉職したるときは、先輩に就いて詳細な指導を受け、從來の關係を明かにし、直に準備を始めて誠實に、着々遂行し、少しも疎漏のことなく、實行を先にし、言論を後にし、正確、迅速美麗を主とすべしである。
- 4、奉職の當初に於て其の事務慣習等に就き、辯難攻撃することは避くべく、其の當時の感想は詳細に之れを記録し置き、爾後正しき理論と經驗とに照らして、一歩／＼之れが改善を講ずることは必要である。

- 5、如何なる場合に於ても不平を懐いてはならぬ。不平を懐くは其の意志薄弱で敢爲決行の勇氣に缺乏して居るからである。深く考へ篤く信じ勉めて行はゞ、決して不平の起るものではない。心に不平あらば意氣自ら進まず、勉めんとすれども自ら懈意に陥る。不平を起すは事を成すの本にあらずして事を破るの本である。況んや人に向ひて之れを訴ふるが如きは、其の品性の下劣なることを廣告して居るものである。甚だ誠むべきことである。
- 6、凡そ職務に従ふ者は晨に出で、暮に歸り、孜々として倦むことなく、若し職務繁多ならばそれだけ篤く公に奉ずること、信じ、悦び勇んで事に従ふべく、若し職務の時間長きを仰ち、事務の繁雜なるを厭つて私に暇を偷むが如きことがあつたなれば、其の時を以て他からの信用を失ふ時と知らねばならぬ。
- 7、事務を取扱ふには綿密で、精確で、迅速で、美麗であると云ふ四條件を具備することを肝要とする。帳簿類の取扱は明瞭なるを期し、統計は遠算なきを要し、文字の記載は整齊で見易いのが良い。
- 8、事務の整理に期限あるものは決して期日を過してはならない。事務の多くは共同して取扱ひ終りに之れを統一するものであるから、一人でも其の期限を過ると全般の遅延を來す虞れがある。之れが爲に今日爲すべきものはたとひ深更に及ぶとも決して明日に譲つてはならぬ。
- 9、事務の取扱其の他に關して、其の前例なきものは獨斷で決行してはならぬ。着手の前自己の意見を具して主任又は上司の教へを受くるが良い。
- 10、一度秩掌せる事務は其の成績をよく整理保存せよ。他日の勞を省くのみならず、迅速に完全に事務を處理する基となるものである。

- 11、公職に従ふものは勿論其の他の者に在つても職務上秘密を守るべき義務がある。公表すべからざることを秘かに洩らし、又は公表に先立つて早く之れを漏洩する等の事があつてはいけない。會議の内容を漏らした爲、紛擾の原因を作り事務上に支障を生ずる如き例は少くない。最も注意を要する。
- 又會議に於て決議したことは假令自己の意見に反する如きことも必ず之れに従ふべきものであつて、我が意見に反するとて勝手に行動してはならない。
- 12、凡て義務の爲に義務を遂行せんとするものは多くは、無味乾燥に陥り熱誠を缺き向上進歩を見ることは出来ない。職務は凡て研究的の態度を取り、自ら、興味を把捉し楽しんで其の事に従ひ其の業を愛するに至らねばならぬ。
- 13、凡て職を奉ずる者は己に一身の私事は之れを犠牲にする覺悟がなければならぬ。私事を以て公事を害するが如きことがあつてはいけない。

第四 上長及び同僚に對する心得

- 1、上長は首腦なり。同僚はその肢體なり。同心協力以て其の職務に盡すものであるから、常に相親和して其の間に相背戻するが如きことがあつてはいけない。
- 2、上長を尊敬して其の指揮命令を重んじ先進の職員を推重し後進の職員を誘掖することは、秩序を明らかにし威信を加ふる所以である。若し己れ先づ此の秩序を紊し恭敬禮讓の道を失ふことあらば、後進は何に則つてか己れを尊敬し己れに信服せんや。

- 3、上長又は同僚の云爲する所理に合せず夫れに對し確乎たる考案あらば、淡白に其の所思を述べれば良い。此の場合注意することは、或は一個の私論を挾みて些末の利害を辯論し、或は己れの説を固執して漫に他人の説を駁するが如きは深く戒しめねばならぬ。宜しく深思熟慮の後、慎重に明快に其の理を述べべきである。
- 4、己れに如何なる所信ありとも決して上を凌ぐべからず。上を凌ぐことは事を成す所以でなくて却てを事破り身を危くする所以であると知らねばならぬ。下に傲るも亦其の道を得たるものではない。凡そ年齢、學識、經驗等未だ己れに如からざる者あらば、親切に啓誘し互に親睦して其の職務に従ひ、其の人の材能を働かしむる様にせねばならぬ。
- 5、上長に對し不遜なることは不可なること上述の如しと雖も、禮儀に過ぎて詔諛に陥つてはならぬ。詔諛は他人の過を助長するばかりでなく、己れの面目を傷ふ所以で醜陋之れより甚しきものはない。
- 6、他人に對し同僚に對し其の奉職官公署社の事業を批難し若くは同僚間の批評又は陰口をなす如きは、全體の統一を害し同僚間の親和を破り己れも亦信用を失ふに至る。若し止むを得ず事業を是非し、他人を批評せざるべからざる場合に於ては、公明正大に且慎重に論議すべきである。彼の公衆の前に於ては溫言、面従、陰に退きては喋々是非論難するが如きは、最も卑劣の心事と云はねばならぬ。
- 7、同僚は相互に親睦し融和すべきもので疎漫であつてはならぬ。交際圓滿でない爲に職務の妨げを生ずることも少くはない。應接對面には相應の禮義を守るべきであるけれども窮屈ではいけない。

第五 住居及び居常の心得

- ない。談話は平易で快活でなければならぬ。交際は各同僚に對して一樣なるべし。一部の友人に厚く或人に薄きが如きは、他人の感情を傷ふものであると知らねばならぬ。
- 1、奉職所所在の市町村に居住するが良い。餘り遠い所から通勤するは宜しくない。
 - 2、任地に住宅を選択するときは質素で閑雅なるべく決して卑陋であつてはならぬ。累を他に及ぼす虞れがあるからである。
 - 3、奉職後數箇年は己むを得ざる場合の外、公社内に寄宿して自炊をするが良い。經濟的で興味あり勉學にも便利である。
 - 4、住居内に於ては衣服、家具、文具等は能く整理し置くが良い。自己の一舉一動は地方民の視聽を惹くものであるから、常に威儀を整へ言語舉動を慎重にせねばならぬ。
 - 5、永く學窓に在つて心易き友人の間に生活したものは、其の言語舉動自ら疎略に流れて居るものであるから、不知不識の間に禮を失ふことが少くない。深く注意すべき事である。
 - 6、書簡の認め方文字の書き方によりても、其の人の氣質性行等の大略は察し得べきものであるから、書簡の體裁、文字の點畫にも注意して亂雑粗漫ならざる様にすべし。特に願伺届等の公の書類は書式を正し文字を丁寧書くべきである。

第六 經濟上の注意

俸給の處分法に就いては父兄と協議し案を立て、實行せよ。其の他日常の心得を示すと

- 1、生命保険に入るが良い
- 2、毎月必ず多少の貯金をせよ
- 3、決して借金をせぬこと
- 4、借金の連帯や保證をしてはならぬ
- 5、懸買を慎しめよ
- 6、生活費は収入を計つて支出を制せよ
- 7、喫煙飲酒は戒しむべきである
- 8、書籍、新聞、雑誌、通信費等には吝嗇であつてはならぬ

第七 娛樂に就いて

- 1、娛樂は其の種類によつて
 - イ、人の品位を高尙にする
 - ロ、閑時間を充實し、墮落の境界に陥るを避けしむ
 - ハ、精神に慰藉を與へ、將來勤勞すべき潛勢力を養ふ
 - ニ、趣味娛樂は交際を圓滿にして意志疏通に益がある
- 2、娛樂の種類

健全なる娛樂で然かも心身の修養に利あるもの
 武道、庭球、野球、相撲、登山、旅行、遠足、音楽、文藝、詩歌俳諧の鑑賞創作

書畫、手工、園藝、動物飼養等

3、娛樂は職務、風紀、經濟、等を害せず、且、永久的なものにつき一藝を習得するが良い
されど選定を誤りたるもの、又は程度を越えたるもの、或は方法を誤りたるものは却つて無きに如かず。大いに注意すべき事である

第八章 卒業後の發展に就いて

人の一生は不斷の向上進歩でなければならぬ。日々に新にして日に新でなければならぬ。それが爲には絶えざる修養を要する。修養の存する所進歩あり、進歩ある所必ず向上あり
今便宜上その向上の段階を示すと

- 1、擔任部に於ける最良人物
- 2、自己擔任の事項に就ては最善を期し、何人の追隨をも許さぬ覺悟あるべし
- 3、其の奉職官公署社内の最良人物
- 4、其の地方の最良人物
- 5、其の社會の最良人物

以上の四種は一般發展の順序である。一時に之れを心掛くるも、徒らに忙殺せられて虻蜂取らずとなる。されど一を終へ二に移るが如く、全然分離せるものでもない。要するに十年の歳月を経て一通り自信のある程度に進歩することを期すべし
就職して成功するや否やは就職後三年間在りと云ふべきか、此の時期に於て全力を傾注して献身的に努力せば、前途成功の光明が自ら認められる。若し此の間に怠慢せば自ら失意の人となり、社會の

不平家となり、自己を害するばかりでなく、國家社會をも利せない者となるであらう
第九章 卒業生としての心得

- 1、自己の一身は母校の表現人たることを自覺し、母校愛の精神を以て自我の擴充を圖られよ
- 2、因循、姑息、陰險にして表裏あり、率直、淡泊ならずして徒らに威儀を張り、長上を敬遠し、小成に安んじ、進歩の元氣なく、早く老朽に墮つことは最も忌むべきことである
常に活潑にして氣宇廣闊、意氣旺盛にして態度公明正大、率直淡泊にして大膽細心よく大成を期し、向上の元氣強きものとならねばならぬ
- 3、心身共に何時も若々しく、常に潑刺たる陶冶性を涵養する工夫を凝さねばならぬ
- 4、卒業後上級學校に入學、又は官公署社に奉職したる時は直に母校校長に報告し、其の後の異動に就いても必ず通知を怠らず、時々其の状況を通報せらるべし
- 5、母校教師が自己所在地に來れるか、或は各自が母校附近に來れる時は勉めて訪問をなし、學術上のこと又は卒業後の状況を報告せらるべし
- 6、舊師、恩人、同窓、其の他關係深き人々には年賀狀、暑中見舞狀を差出すべし
- 7、同窓會員としての會費を怠るべからず
- 8、可成同窓相會する機會を作り、故を温ね新しき刺戟を交換すべし。又それが爲に各地に同窓會支部を設立することに盡力すべし
- 9、後進の誘掖、就職の斡旋指導をなすべし
- 10、徴兵検査には洋服又は着袴にて出頭すべし。シャツ、サルマタ等は新しきものを用ひ身體は清潔になし置くべし

常識の試問には怯まず、憶せず、落着の態度を以て知れる限りを答ふべし

第十章

又徴兵忌避と解釋せらるゝが如き言動あるべからず
轉職其の他の異動に就いて

- 1、一旦就職した上は永く其の職に従ひ、其處を以て自己の家となし、輕々しく轉職してはならぬ
すべて事業は永年持續して始めて功の擧がるものである。若し自ら進んで轉職の念萌すが如き事あらば、職務に對する誠實の精神既に消耗したものと心得、深く自ら戒しめねばならぬ止むことを得ず轉職せんとするときは從來の職業と共通點多きものを選ぶか又は便宜多きものたることを要する
- 2、
- 3、其の他昇進以外の異動はせない方がよい

第十一章

結婚及び異性に對する心得

- 1、夫婦は人倫の始め王教の端と云へる如く、人間一生の一大事であるから婚姻の重大なることは贅言を要せぬ。家庭は婚姻によつて生じ、單に棲息し、休養するのみの場所にあらず、眞善美の發現する所で、子女を育成教育し、家を成長永續せしむるものであるから極めて神聖な式壇である然るに世の家庭を見るに或は其一を缺き、或は其の二を缺き、甚しきに至つては其の悌だに存せず。虚偽暴惡醜陋を以て満たされ、慰安所どころか懊惱、修羅の牢獄であり、冷酷なる不良青年養成所となる
- 2、
- 3、其の茲に至るは一には婚姻に對する眞意義の無理解と、二には其の準備の闕如せると、三には

配偶者選擇の選れるとに基づくものである。

又家庭の不和は經濟的原因によることが多い。男子が生計の基礎、前途の方針確立せずして早急に倉卒に家庭を作るによる。諺に「夫婦喧嘩も戸權から」世に生計の逼迫。糊口の急迫ほど痛切なものはない。家計の不如意は萬事を暗憤たらしめる。

次に職業的技能の取得に關し考慮を要する。妻を娶り、家庭の人とならば、精神上身體上の繁雜にして修養に傾注すべき精力は其の半を減殺せらる。故に卒業後、或る一事を企つる有爲の士は其の道に向つて相當の自信の出来る迄、獨身にて過し、専心一意其の技を研磨すべきである。卒業生中、特殊の學藝を以て頭角を露はしたものは多く此の種の人である。

又高潔なる人格を育成して妻に善良なる範を示し、子女を感化して有爲なる人たらしむるも、獨身中の修養に待つべきである。

次に婚姻當時の思慮方針が大切である。「間違へば六十年の不作なり、うかとは出来ぬ婚姻の約」と云ふ諺がある。世の常として婚姻を以て甘美の生活とし、蜜の甘きに陶醉するが如く考ふるものあれど、事實は之れに反對で、婚姻は寧ろ艱苦を味ふべき發程で、唯々艱苦を共にすべき伴侶を求むるものであると悟るべきである。

又戀愛は神聖なる自由なりなどの荒唐の言を信じ、放縱の生活をなし、又内容を形式に先たしむる不採の人あれど、何れも世の指彈を受け、生涯暗黒裡に沈淪する者である。兎角戀愛は盲目で判斷を誤り易きものであるから、自己の意見のみで決定せず、父母、親戚、先輩、故舊の意見を聽いて後決定すべきである。

- 我が國は古來家を尊重し、婚姻は單に配偶者の利害のみに止らず。家即ち祖先及び子孫に對し最も重大なる關係あるものであるから慎重の上に慎重にすべきである。最後に一言すべきは以上の所論動もすれば晩婚を主張するが如く開ゆるが一家の事情上、又は經濟上の保障あるものは適當の時期に結婚すべきである。何となれば既婚者は世間の信用も自然厚く、又早く後繼者を得て一家の將來の安全を早く保障し得べき利があるからである。
- 2、同僚中の男女の交際は公私共に互に其の關係を嚴重にすべきである。相親和せざるべからずと雖も常に禮儀を守り、決して押るゝが如きことがあつてはならない。
 - 3、獨身の婦人の家に寄寓し、又は之れと交通するが如きことは慎しむべきことである。自分のみ公明正大など稱するも人の噂如何ともしがたく、遂に收拾すべからざる窮地に陥ることあり、注意すべきことである。

第十二章

修養の要諦

- 1、人格を日々に新にして向上すること。人の眞價は人格にあるのであるから好んで師長に接して善良なる感化を受け、聖賢の教、偉人の傳記等に親んで遷善の大勇猛心を奮起し、日夜自己を反省して進徳の工夫をすべきである。
- 2、身體の剛健なること。在學中體操、競技、武道、其の他の作業等によつて鍛鍊せられた身體も卒業後忽然運動を廢止するにより心身に劇變を來し、可惜雄志を抱いて倒るゝものゝ多いのは遺憾である。宜しく運動を繼續して激戦に堪へる素地を作るべきである。
- 3、學術技術の研究に不斷の努力を怠らざること。職業の堪能は不斷の研究に須つ。それがために

は常に職業に關する學術技藝を深く研究し巧に運用せねばならぬ。そこで學術の研究には一定の秩序を定め、除々に之れを遂行することを心懸け、毎日若干時を割いて自己の勉學に勵むべきことである。

學力を増進するには觀察、讀書、發表、練習、對話、聽講、反省、考察等に依らねばならぬ。

イ、讀書は精讀を要す。多讀濫讀は用をなさずして害あり、常に良書を選択して精讀すべきである。口、先輩同僚間に城壁を設けて教を受けず、又下問をぢ耻て學を銜ふが如きは進學の道ではない。宜しく讀書研究會等を設けて虚心坦懐己が知らざる所を問ひ、己が研究せる所を發表し、切磋琢磨の功を積むべきである。

ハ、學術技藝研究の傍、趣味の向上、人格の修養に關する偉人の傳記、文藝、哲學、宗教等の書を繙くが良し。

ニ、諸種の講習には勉めて出席し、熱心に聽講せよ。例令平凡と思はれることでも講演者は苦心の研究を發表するものであるから一言と雖も忽にせず。筆記し置かば他日必ず有用の知識なるを發見することがあるであらう。

又母校に教師を訪問する時は何等か新知識を獲得する用意が必要である。

ホ、學んで思はざるは現今學に志す者の通弊である。博く學ぶと共に審に問ひ、慎んで思ひ、明に辨じ篤く行ふの良習を馴致する工夫あるべきである。

4、事務を處理する手腕が必要であること。諸帳簿の考案、統計表等の記入の迅速正確、器械、圖書の貸出及び保管、往復文書の處理等は學ぶべきものでなく慣るべきものである。煩瑣な事

務は最初は忍んで之れに當るべきである。

5、人を統御する器量を要すること。人の心を收攬し、眼にて扱ひ、顔付にて扱ふに至るを要す。小使給仕等も満足して働かしめることを要する。衆人の人望を得なければならぬ。信用と心服とを受くることが大切である。

6、勤勉熱心な人たること。カントは大學正教授たること二十五年一時間の缺勤なく、十分の遅刻もなかつたとの事である。眞に範とすべきである。出勤は夙に出で晩に歸り、衆に抽んで範となるべきである。

第十三章

法令

自己の職務に關係ある法令は之れを買求めるか、又は採萃して一冊の簿冊となし、座右に具へて悉するに努めることが必要である。

第十四章

知人物考課表

何處へ奉職してもそこには人事を掌る人があつて考課表を作り、八方からその人を觀察してゐるのである。今以て所行に於ける考課表の作り方を左に示して参考に供しませう。

昭和九年十月二十七日 官報 第二三四八號ヨリ

○官廳事項

○内務考課表規則 内務考課表規則本月二十三日内務省訓第二二一六號ヲ以テ左ノ通訓令セリ

内務考課表規則

第一條 内務考課表ハ内務省所屬ノ高等官内務省推薦ニ係ル判任官其ノ他ニシテ高等試験合格者タル者ノ一身上ニ係ル諸般ノ事項ヲ詳悉シ考課ノ用ニ供スルモノトス

第二條 考課表ニ記載スベキ事項左ノ如シ

一 履歷

イ、本籍

ロ、族稱爵

ハ、氏名

ニ、出生年月日

ホ、學歷其ノ他官職以外ノ略歴

ヘ、進退

二 考課

イ、性格

人格、志操、氣質、理性、感情等ニ付一見其ノ人ト爲リヲ知ルニ足ルヤウ記載スルコト

ロ、操行

ハ、態度

風貌、身嗜ミ、人ニ對スル態度、動作、言語等ニ付本人ニ接シタル者ノ受クル感ジヲ記載スルコト

ニ、體格健康

體格、健康狀態等ニ付記載スルノ外必要ニ應ジ比較的閑散ナル事務ニ就カシムルノ要アリヤ等ヲモ記載スルコト

ホ、學術修養研究

學術、常識、職務上タルト否トヲ問ハズ修養シ又ハ研究シタル事項及ビソノ現況等ニ付記載シ且特ニ優秀ト認ムル點アラバ之レヲ記載スルコト

ヘ、服務態度

職務ニ對スル熱意、責任感其ノ他行政官トシテノ信念、勤惰ノ狀況、職務竝ニ受命事項ニ對スル努力ノ程度等ニ付記載シ尙外部トノ關係ニ於ケル迎合ノ傾向等特記スベキモノアラバ之レヲ記載スルコト

ト、事務的材幹

職務ニ關スル透察力、計畫力、實行力、事務上ノ能率等ニ付記載シ且本人ノ能力ガ内務行政ノ行レノ部門ニ適合スルヤニ付テモ記載スルコト尙特ニ推賞スベキ功績訓戒ヲ加ヘタル事項又ハ注意ヲ要スル點等アラバ之ヲ記載スルコト

チ、上司僚友部下トノ關係

上司ニ對スル態度ノ當否、僚友ニ對スル調和性其ノ他交際往來ノ狀況、部下ノ指導、統制
包容、信賴等上司トシテノ適否ニ付記載スルコト

リ、趣味

趣味トシテ現ニ爲シツ、アル娛樂、運動等ニ付記載スルコト尙現ニ行ハザルモ特記スベキ
モノアラバ之レヲ記載スルコト

ヌ、家庭ノ狀況

家族ノ健康、子弟ノ教養等ニ付特ニ顯著ナルモノアラバ之レヲ記載スルコト

ル、本人ノ希望

職務上又ハ家庭上其ノ他ノ關係ニ於テ特ニ本人ノ希望スル事情アラバ之レヲ記載スルコト

ヲ、其ノ他

前各號以外ノ事項ニシテ考課上參考トナルベキモノアラバ之レヲ記載スルコト

昭和十年一月十日印刷
昭和十年一月十五日發行

非賣品

香川縣大川郡三本松町字上所六百十八番地
香川縣立大川中學校校友會

編輯兼 右代表者 福 家 惣 衛
發行者

香川縣大川郡三本松町北町二百六十八番地

印刷者 田 中 印刷所
田 中 六 郎

不許
複製

